

令和4年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年6月22日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総合政策部長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健康福祉部長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建設水道部長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市立総合病院 佐々木 紀 幸 君
事 務 部 次 長 水 間 剛 君
市 立 大 学 局 長 松 田 慎 司 君
こども・高齢者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君
産 業 振 興 室 長 佐 藤 美 香 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 岡 川 進 君
監 査 委 員

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副議長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山 崎 真由美 議員

16番 山 田 典 幸 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

消費税インボイス制度について外1件を、富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） おはようございます。通告順に従い、質問をしてみたいと思います。

大項目1、消費税インボイス制度について伺います。2019年10月に消費税が10%に引き上げられ、長引くデフレにより景気が低迷しております。新型コロナウイルス感染拡大やウクライナの情勢、そして急激な円安の波、あらゆるものの物価高騰を受けて中小、零細事業者の業種によっては売上げがさらに落ち込んでいるのが実情です。国や道、そして市による各種支援金や協力金の給付、また貸付けなどで辛うじて持ちこたえている事業者も多く、事態は深刻さを増している状況であります。その渦中において、来年2023年10月に消費税インボイス制度の導入が予定されています。消費税インボイス制度について理事者の見解を伺ってまいります。

市内の免税事業者数の把握について。国税に関わる消費税の新しい制度、インボイス制度、適格請求書等保存方式の実施が2023年10月から導入される予定になっています。それに伴いまして、昨年10月からインボイス発行事業者の登録

申請が始まっています。現行の帳簿方式では、年間売上げが1,000万円以下の小規模事業者は消費税が免除されています。しかし、インボイス制度が導入されますと、仕入れや経費を支払う相手先から適格請求書が受け取れなければ、売上げに係る消費税から仕入れ税額控除ができなくなります。それによって、課税事業者は消費税納入額が増加してしまうことが想定されます。課税事業者は、仕入先から経費の支払いまで適格請求書を発行できる事業者を選定し直す必要が生じます。一方で、そもそも適格請求書を発行できるのは課税事業者だけですので、売上げが1,000万円以下の小規模免税事業者は取引先から適格請求書の提出を頼まれても発行することができません。そのために、免税事業者は取引を停止、排除される懸念が生じます。取引を継続するために免税事業者がインボイスに登録をして、課税事業者になるという選択肢もありますが、そうしますと少ない売上げの中からさらに消費税の納税が重くのしかかることとなります。こうした市内の免税事業者がどのような影響を受けるか、そして影響を受けることが見込まれる免税事業者が本市内にはどの程度いるのか、把握状況について伺います。

小項目2、インボイス制度の周知と相談体制について。国税庁のホームページを見ますと特設サイトが開設されており、オンラインでの説明会や専用ダイヤルでの相談を行っているところであります。取引する目的や相手の立場によっては、適格請求書が必要な事業者と不要な事業者があります。煩雑な仕組みを簡単に理解するのは難しい部分もありますので、小規模免税事業者が一定数いると思われる本市においてインボイス制度のさらなる周知と相談体制づくりが必要になるものと思われませんが、本市の考え方についてお知らせください。

小項目3、企業会計に関わるインボイスについて。インボイス制度が導入されますと、本市と取引のある事業者にも影響があると思われませんが、

どのようにお考えをお持ちなのか伺います。

一般会計に関わる部分に関しては、消費税の申告義務から外れるのかもしれませんが、取引事業者側から適格請求書の提出を求められた場合、本市もインボイス発行事業者としての登録申請が必要となると思いますが、どのような対策を講じていくのかお知らせください。

また、公営企業会計の市立総合病院と上下水道に関しては、消費税の申告義務が発生する課税事業者でもあります。そこで、仕入れ額控除の適用を受けるために課税事業者に対して適格請求書の提出を求めることになるわけですが、免税事業者との取引はどの程度あって、インボイス制度導入後はどのように対応していくのか、考え方について伺います。

小項目4、地域経済循環や総合計画などへの影響について。中小企業振興条例の中で強調されておりますのは、地域内経済循環であります。域外への財貨の流出を避け、域内で循環経済の仕組みを構築していく上でも中小事業者の受注機会の増大が必須とうたわれています。その中には漏れなく免税事業者も含まれると思いますが、インボイス制度導入によって課税事業者との取引の状況によっては取引の中止や消費税分の値引きを迫られたり、場合によっては廃業に追い込まれかねない事業者も出てくるものと思われます。さらに、地方創生施策のまち・ひと・しごと創生総合戦略に照らしてみても免税事業者の基礎体力を奪うことのないようきめ細かい施策規則などへの配慮が必要不可欠になると思いますが、どのような見解であるかについて伺います。

また、来年度以降名寄市総合計画後期計画に進んでいくわけですが、名寄市の中長期的展望への影響評価についてどのように考えているかについて伺います。

大項目2、市民と愛玩動物の共生について。少子高齢化や独身、独居者、そして長引くコロナ禍において生活の癒やしや安らぎを求めて犬や猫と

暮らす人が増えています。一方で、多頭飼育崩壊や動物虐待、飼育放棄や野良猫の増加、そして殺処分などが社会問題化しています。2013年に改正された動物愛護管理法では、動物の殺傷や虐待、飼育放棄などに対して罰則が強化されています。名寄市においても市民部生活環境課が市のホームページに愛玩動物飼育に関する啓発項目が掲載されております。以下4点について見解を伺います。

小項目1、本市の多頭飼育崩壊と野良猫の対策について。行政と獣医師、愛玩動物看護師、動物愛護推進員、地域ボランティア、民間、動物愛護NPOなどの連携によって多頭飼育崩壊や野良猫の保護活動や保護猫の譲渡会などがなされています。本市における現状と対策について伺います。

小項目2、アニマルウエルフェア、動物福祉と殺処分ゼロに向けた取組について。改正動物愛護法の施行によって苦痛とストレスのない安心できる環境での飼育と保護した動物の殺処分を減らす取組がなされております。その結果殺処分は全国的にも減少傾向にあるということは、大変喜ばしいことではあります。アニマルウエルフェアの観点から保護動物の譲渡促進などにより殺処分ゼロに向けた取組について本市の見解を伺います。

小項目3、マイクロチップの装着義務について。犬や猫の飼い主の情報が分かるマイクロチップの装着が本年6月から繁殖業者や販売業者に義務づけられました。何らかの事情で行方不明になった犬や猫が飼い主のもとに帰ってくるためのツールとして期待されています。しかし、一般市民への周知不足は否めないのが実情です。また、チップを装着した犬や猫を業者から購入した飼い主は登録変更などの手続が必要になります。登録手続は有料で、オンラインで300円、書類で1,000円かかることから、飛躍的にマイクロチップの装着が広がりを見せるとは言い難い側面があります。本市として犬や猫の飼い主へのマイクロチップ装着推進についてどのような見解であるかお知

らしてください。

小項目4、不妊去勢手術助成補助金について。多頭飼育崩壊や飼い主のない猫たちの繁殖制限をかけていくためには、動物愛護管理法を遵守するための啓発活動も必要ですが、これまでのようにボランティアや市民の寄附や善意に頼るだけではなく、行政による不妊去勢手術に係る費用の助成や補助も必要な時期に来ているのではないかと思います。地域の生活環境と環境衛生を良好に保ち、飼い主のいない猫の頭数調整と殺処分を減らしていく上でも、そして市民と愛玩動物が幸せに暮らしていくためにも何らかの補助制度の創設が必要になると思われませんが、本市の見解を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） おはようございます。富岡議員からは、大項目2点について御質問いただきました。大項目1の小項目1及び2並びに大項目2は私から、大項目1の小項目3は総務部長から、大項目1の小項目4は産業振興室長からのそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、消費税インボイス制度について、小項目1、市内の免税事業者数の把握について申し上げます。令和5年10月1日から導入が予定されております消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度においては、消費税の仕入れ税額控除のために適格請求書の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うためには既に開始されております税務署への適格請求書発行事業者としての登録申請が必要となります。インボイス制度の開始に当たって登録しない免税事業者への想定される影響としましては、適格請求書の発行をできないことで売上げ先の事業者と比較して取引条件についての情報量や交渉力面での格差により取引条件の見直しを求められることなど一方的に不利になりやすいことや、課税事業者を選択した場合に小規模事業者が消費者に

消費税を転嫁しづらいケースも出てくるのではないとも言われております。制度の円滑な移行のため免税事業者からの仕入れについても制度導入後の3年間は仕入れ税額の80%、その後の3年間は仕入れ税額の50%を控除できる経過措置が設けられております。また、免税事業者が課税事業者を選択した場合、消費税の申告、納税等が必要となりますが、インボイス制度の実施後も基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は事前に届出をすることで中小事業者の事務負担軽減に配慮した簡易課税制度を適用でき、売上げに係る消費税額にみなし仕入れ率により仕入れ税額を計算することができます。さらには、簡易課税制度を適用している場合、インボイス制度の実施後も適格請求書を保存しなくても仕入れ税額控除を行うことができますので、仕入れ先との関係では留意する必要がないとされております。想定される免税事業者数ですが、市では課税売上高の把握ができないため正確な数字はお示しできませんが、一定数の事業者はいるものと考えており、免税事業者の不安が解消でき、制度の導入に向けて混乱が生じないよう市としてできる広報や周知に努めたいと思っております。

次に、小項目2、インボイス制度の周知と相談体制について申し上げます。インボイス制度のスタートは令和5年10月1日となっておりますが、適格請求書を交付するためには令和5年3月31日までに登録する必要があり、影響の大きいフリーランスの方や個人事業主などの免税事業者の方々は制度の理解と対応について判断する時間が必要になると考えられます。この間国からは様々な媒体を通じた広報や税務署による説明会が実施されておりますが、市としてもインボイス制度の広報、周知につきまして問合せがあった場合に国の相談窓口の案内を行ったり、市広報紙、ホームページへの掲載、市庁舎内への制度PRチラシの設置などの対応を含め税務署等からの依頼に対して積極的に協力してまいりたいと考えており

ます。市内における事業者支援として、名寄商工会議所においてはインボイス制度の概要と実務対応をまとめた事業者向け小冊子を会員企業に対し配付しているほか、会員企業に限らず広く市内事業者を対象としたセミナーを定期的に開催しています。また、風連商工会においては早期に制度の理解を深める会員向け講習会を先月開催したと聞いております。引き続き商工会議所、商工会及び名寄地方法人会名寄支部など各団体と連携し、同制度の事業者への周知、相談体制の構築に努めてまいります。

続きまして、大項目2、市民と愛玩動物との共生について、小項目1、本市の多頭飼育崩壊と野良猫対策について申し上げます。飼い主がペットを適正な措置を行わないまま無計画に飼った末に異常繁殖が繰り返される多頭飼育崩壊が全国各地で発生し、社会問題となっておりますが、本市においても猫の多頭飼育崩壊事案が昨年度1件発生しております。市では、市民に幅広く適正飼育について広報、啓発を行うとともに、昨年度より多頭飼育崩壊の当事者である飼い主とのコンタクトを図った上で、市で公益財団法人どうぶつ基金の救済支援を活用した不妊手術を実施したほか、北海道が委嘱する動物愛護推進員や地域ボランティアの皆様、NPO法人ツキネコ北海道等の御協力により保護を行っていただいているところです。野良猫につきましては、広報等により餌やり防止の啓発を行うとともに、市民苦情により戸別訪問やチラシ配布など注意喚起を行っているところです。保護につきましては、負傷している猫については北海道動物愛護管理推進計画により北海道が保護収容を行うこととなっていることから、保健所等と連携した対応を行っております。

次に、小項目2、アニマルウエルフェアと殺処分ゼロに向けた取組について申し上げます。動物の保護や殺処分については北海道の業務となっていることから、市として殺処分ゼロに向けた具体的な取組を行っているわけではありませんが、生

活環境の保全や不幸な猫をつくらないことを目的として広報等により飼い猫の適正飼育や野良猫の餌やり防止の啓発を行っているところです。また、保健所からの依頼により保護猫に関する公告を行うなど保護猫の引取り先確保への協力を行っており、今後も啓発等の取組を進めてまいります。

次に、小項目3、マイクロチップの装着義務化について申し上げます。マイクロチップの装着に関する販売業者に対する義務化や現在犬、猫を飼っている方などへの努力義務化により装着された犬、猫が飼い主と離れ離れになったときに飼い主のもとに帰ることができる可能性が高まることが期待できるものと考えております。市としましても、市のポータルサイトから国のサイトへのリンクを貼り、市民への周知強化を図っております。

次に、小項目4、不妊去勢手術の助成補助金について申し上げます。全国では、飼い主のいない猫の増加を抑制することなどを目的に飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用に対する補助制度を設ける自治体があり、道内では旭川市や下川町で補助制度を制定されていると認識しております。先行している自治体では、補助により野良猫を捕獲、不妊手術し、元の場所に戻すことによる効果として子猫が増えない、餌の散乱や腐敗による環境悪化を防止、猫の尿の臭いが薄くなる、ふん尿による被害が減少、繁殖期の鳴き声がなくなると周知している事例もあり、本市においても同様の苦情が多いことから、これまで行ってきた餌やり防止の啓発を継続するとともに、補助制度を実施している先行自治体の状況などについて調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目1の小項目3、企業会計に係るインボイスについてお答えします。

地方公共団体のインボイス発行事業者登録については、一般会計のほか、個々の特別会計、公営

企業会計ごとに行うこととなります。インボイス制度が開始する令和5年10月1日以降は、付番される登録番号等、インボイス制度に適合した事項を記載した請求書などを発行しなければ、取引事業者が仕入れ税額控除の適用を受けることができなくなります。このため、課税事業者との取引を有する一般会計、特別会計、公営企業会計については適格請求書発行事業者登録を行うべく作業を進めている状況でございます。

次に、企業会計におけるインボイス制度の導入に関する対応状況についてですが、病院事業会計は基準期間に課税売上高が1,000万円を超える課税事業者であることから、適格請求書発行事業者の登録申請を行うための準備を進めております。一方、現在病院事業費用においては給与や減価償却費などを除いた大部分の物品を課税仕入れにより調達しております。そのため、制度導入後は適格請求書の発行ができない事業所との取引は仕入れ税額控除の対象外となることから、当該事業者が消費税相当額を価格に反映させる場合には当院への影響は大きなものになると想定しております。免税事業者との取引については、これまで競争入札を伴わない軽微な取引においては当該事業者の消費税の届出区分の通告を求めていなかったことから、正確な把握はできておりませんが、今後はインボイス制度導入に向けた準備を進めていく中で各事業者の届出区分を把握し、適正な申告事務に努めていきます。なお、病院事業においては現在インターネットを介した電子請求受領サービスを利用しており、本サービスによる請求書がインボイス制度の要件を満たしていることから、適格請求書のフォーマット作成に苦慮されている事業者を中心に支払い業務の効率化を兼ねて本サービスを利用した請求書提出への切替えについて改めて周知を図っていく予定でございます。

次に、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、現在消費税の課税事業者であり、取引の大部分を占める水道料金及び下水道使用料は課

税取引となっております。両会計とも消費税の課税事業者としてインボイス制度への対応が必要となることから、適格請求書発行事業者として登録申請を行い、既に登録を受けております。また、インボイス制度への対応のため料金システム及び企業会計システムの改修、検針票や納入通知書等の用紙類の変更、交付したインボイスの写しの保存方法の調整を行っております。免税事業者との取引については、病院事業と同様の理由により正確な把握が難しい状況となっております。水道事業及び下水道事業は、水道料金及び下水道使用料による収入、いわゆる受益者負担により経営を行っており、インボイスに対応しない事業者との取引は仕入れ税額控除ができないため、経営に大きな影響を与えるものと想定しております。インボイスに対応するかは各事業者の判断によりますが、水道事業及び下水道事業としてはそれぞれの取引の内容や規模に応じて適切な判断を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは大項目1の小項目4、地域循環経済や総合計画などへの影響についてお答えいたします。

地域経済の活性化においては、地域で生産されたものがその地域で消費されるなど地域内での経済循環が重要であり、これと併せ地域外からの財貨を獲得することにより経済循環が持続的なものとなります。中小企業の振興は、この地域循環型経済の構築を図ることで豊かに暮らせるまちづくりを実現するよう推進することが重要であると考え、昨年12月に中小企業振興条例を全部改正し、基本理念や役割などを定めるとともに、同条例に基づく支援メニューを事業者のニーズに応える使い勝手のよい制度となるよう見直し、関連予算を今定例会に補正予算として提案をしているところでございます。国の税制であるインボイス制度導入に当たりましては、国において様々な中小企業

向けの支援が用意されており、その中には本則課税の事業者と取引がある免税事業者がインボイスを発行するために登録事業者、すなわち課税事業者になるに当たっての支援もあり、商工会議所や商工会で丁寧な説明を行っております。免税事業者がインボイス発行事業者になるかどうかは経営判断によるものと認識をしており、本市においてはいずれの場合においても制度導入が地域経済の活性化、地域内の経済循環に影響を及ぼすことのないよう本市中小企業振興条例に基づく新たな支援メニューの周知、利用促進を図り、中小企業の経営基盤の強化、地域商業の発展に向けた取組を推進してまいります。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画などへの影響については、今年度同計画を策定するに当たり中小企業振興審議会、各団体との意見懇談会、名寄商工会議所及び風連商工会と市との3者協議、産官金連携なよろ経済サポートネットワークなどにおいて幅広く意見を伺いながら地域経済の中長期的展望について検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） それぞれ御答弁いただきました。再質問をさせていただきたいというふうに思っております。

周知とか、市民への周知等々に関しては、恐らく商工会議所の担当の方もおっしゃっておられましたけれども、把握をしていくのは、免税事業者がどれだけいるかと把握するというのは個人情報の問題もあったり、税務署の所轄だったりなんだろうということでもなかなか難しいという話もありましたけれども、行政として事業者を下支えしていくためにもさらなる工夫を凝らした、判断期間が短いという状況もありますので、ホームページなどで広く周知をしていただければというふうに、広報していただけるとありがたいというふうに考えております。なかなか、当事者の方々にお話を聞きに行ってもやっぱりまだ7割近くの方

々が理解をされていない、あるいはインボイスへの準備をどうしたらいいかが分からないというような状況もあるというふうに思っており、そういうお話が結構出てきておりますので、その辺も含めて併せてお願いをしたいというふうに思うところです。

行政からのバックアップ、連携というのも非常に大事になる部分なのですけれども、財務省の推計によりますと消費税免税事業者というのは全国で488万者いるというふうに言われておりました、その中でも企業間取引をしている事業者のうち財務省はおおよそ161万者の方が課税事業者に転換をして事業を行っていくというふうに想定をされているという数値が上がっているところですが、ところが課税事業者へ転換した結果、1事業者当たりへの負担というのが15万4,000円が新たに消費税納税という形で増えるということが試算されています。財務省としては、それによって年間2,480億円の消費税の増収を見込んでいるというわけでありまして、企業間取引のある課税事業者の20%がインボイスをもらえない、免税事業者との取引は行わない意向であるという商工会議所のリサーチの結果も出ております。その中で取引から除外される、あるいは値引きを迫られるという業者が出てくるということに関してどのようにお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、議員のほうからもありましたとおり、それぞれの事業者の方の今回のインボイス制度に関わるどういうふうな形で対応していくかというところがありますので、そこについては行政側からこうなさいということとははっきりお伝えすることはできないのですけれども、先ほど答弁させていただきましたが、経過措置ですとか、そういった優遇措置も含めてそれを活用していただくということを繰り返し御説明をさせてい

ただいて、制度スタートまでにはそういった不安を解消できるような形で市としても周知活動に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） そのように進めていただけると非常にありがたいなというふうには思うのですが、市民の皆様から声を聞いてきたところによりますと、取引先がたくさんあるので、その中のごく一部の免税事業者との取引であれば目をつぶるかなという課税事業者さんもいらっしゃいます。そういう方はまれなのかなというふうには思うのですが、またある免税事業者さんは無理やりにでも事業を継続していくにしてもインボイスのやり取りが必要のない範疇でやるということになると事業の縮小ですとか、あるいはダブルワークも考えなくてはいけないということをおっしゃっておられる方もいらっしゃいました。また、別の事業者さんはもうこの際事業を畳んで、名寄市から出て行って、都市部で大手の企業の傘下に参入することも考えなくてはいけないなということもお話をされておりました。企業間取引をされている免税事業者の方々にしてみれば、この消費税分の価格への転嫁というのは非常に難しいのだらうなというふうに思われます。その中で、商工会議所のリサーチの調査結果でもおよそ4%から最大で9%の事業者が廃業を検討せざるを得ないというような結果も出ているという状況があります。売上げが1,000万円以下の免税事業者が課税事業者になったとしても、先ほど申し上げたとおり、15万円ほどの消費税の負担、平均ですけれども、負担になるということは経営上非常に重くのしかかってくる部分だというふうに思っております。そんなような状況の中で免税事業者さん、個人事業者さんというのは仕入れから加工、販売促進、営業、宣伝などなど光熱費も備品や什器も全て自賄いという形になっておりますので、そういった状況の中で弱体化を招きかねないのか

なというふうにも思うところではありますが、市としては免税事業者さん、今後市内の経済を回していく上で、これまで下支えをしてこられた地域の小規模事業者さんの暮らしと地域の循環経済を支えていく上でどのようなサポートをされていくのかということについてお聞かせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） インボイス制度導入に当たっての小規模事業者といたしましうか、免税事業者への対応といたしましうか、御質問だと思います。国の税制については、まず国のほうで様々な支援を用意しております。例えばその中の免税事業者がもし課税事業者になろうとした場合については、持続化補助金という国の制度の中でインボイス制度導入後の環境変化も見据えて取り組む小規模事業者の上限額を引き上げるなどといった、そういった支援もござります。また、市としては免税事業者がインボイス発行事業者になるかどうかというのはまさに経営判断によるものと認識をするところではありますが、このたびの国の税制が本市経済に影響を及ぼすことのないようにしたいというところで、免税事業者がインボイス発行事業者、すなわち課税事業者になる場合においても、あるいは免税事業者のままでいる場合においても地域経済の活性化、地域内の経済循環を推進するために、先ほど申し上げましたけれども、中小企業振興条例に基づく新たな支援メニューの周知、利用促進を図って、中小企業の経営基盤の強化、地域商業の発展に向けた取組を推進することかなと考えているところでござります。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） その辺は理解をさせていただくところでありますけれども、事は国税に関わることでありますので、市は恐らく国の方針等々に沿ってやっていくことになるというのは理解できなくもないわけではありますけれども、殊さらやはり国の事業だとはいえ影響を受けるのは

名寄市民であって、名寄市内の事業者であるわけです。インボイス制度の導入で影響を受ける免税事業者たちはこれまでも地域の暮らしと循環経済を支えてきたという自負を持たれているという話も、いろいろなところへ訪ねて話を聞いたところそのように申されている事業者さんも多かったわけなのですけれども、名寄の産業基盤のこれからの強化や地域の循環経済政策において、名寄市としては大きい企業と法人とかと小規模事業者のまづもってどちらに保護の手を差し伸べるべきだというふうに考えているのかについてちょっとお伺いしたいなと思うのですが。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 大きい企業か小さい企業かということではなく、私どもは中小企業の振興においては市内中小企業、中小企業の中には定義として小規模事業者も含まれておりますが、の振興をもって地域経済の発展がするように施策を進めていくというのが私どもの務めだと考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） まず、どちらも大切だということは言うまでもない話なのだろうと思いますし、ちょっと愚問だったかなというふうにも思ったのですけれども、これまでの2年半に及ぶコロナ禍の救済政策、あるいは物価高騰に対する市内の経済対策について本市としてはこれまで非常にスピーディーに対応されて、御尽力をいただいできているのだなということはあるがたいこととして重々承知をしているところでありますけれども、地域の循環経済を推進していく上ではまずは私としては小規模事業者をきちんと下支えをしていくことが大事なのかなというふうに思っております。それは、人道的な理由とかではありませんで、やはり先ほども答弁の中にもありましたけれども、市外への財貨の流出を防ぐ、あるいは大手企業に一極集中が起こらないような施策を取っていくということが必要になってくるのかなと

いうふうに思っております。せつかくの地域循環経済の仕組みも恐らく小規模事業者がいなければ成り立っていかないものがあるのだろうなというふうに考えております。財貨が市外の大手企業に流れて出てしまうということもありますし、心配もありますけれども、あとは通年雇用を促進したり、あるいは移住定住促進策等々、あるいは大学生、高校生の卒業生たちにこの地域で労働生産世代として生活をしていただくためにも、あるいはそういった労働生産世代の方々が市外へ流出していくということも抑えなければいけないなというふうに思っております。インボイス制度、これによって影響を大きく受ける業者がごそつと減っていくことになると、恐らく市内の中規模、大規模の事業者さんたちも大きな影響を及ぼすのではないだろうかというふうに懸念されております。産業の衰退につながっていく負の連鎖を生み出さないような方策を考えていただきたいというふうに思うのですけれども、改めてその辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 議員おっしゃるとおり、まさにこの地域の経済循環をすることがこの名寄市の経済を、あるいは地域の経済を活性化するものだと思います。そういったことを含めて基本理念ですとか役割などを定めた中小企業振興条例の全部改正を昨年12月にさせていただき、4月1日から施行しました。そこで、今年の広報の4月号にこの条例の概要を載せさせていただきまして、その中で地域循環型経済というもののポンチ絵といいたいまいしょうか、模式図も示させていただいて、その中で市外、域外から財貨を獲得する産業を興し、さらに獲得した財貨を循環させることで地域経済が発展すると。その中には、今議員がおっしゃった小規模事業者の皆様の御活躍、あるいは通年雇用の問題、雇用を市内で起こすこと、あるいは移住定住で市内に来ていただくことですか、大学生の就業の定着ですとか、そ

ういったことも全て含まれてくるものだと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひともその辺を含めて十分に、もう時間もあんまりない状況の中ですので、しっかりと対策を講じていただければありがたいなというふうに思っているところです。いずれにしましても、見渡していきますと、小規模事業者が地域の循環経済の核としてこの地域活力を地道に生み出してきたという成果を鑑みますと、地域の小規模事業者がこの先もこの地域で活躍をしていける環境整備と市内での事業再構築をしていけるような助成の仕組みというのも考えていく必要があるのかなというふうに考えております。インボイス制度の導入に関しては、日本商工会議所をはじめ全国建設労働組合総連合会、農民運動連合会などなど、日本税理士会連合会などなどがコロナ禍や物価高騰で疲弊している今、早急に導入すべきことではないという見直し提案を上げております。本日公示になります7月の参議院選挙の争点の一つとしても注目をされているところでありますけれども、名寄市の総合計画後期計画を創造していく上で、行財政改革や中長期財政計画、あるいは10年後、20年後、30年後の名寄市のまちのランドデザインをどう描いていくか、未来世代にツケを回すことのないような取組を進めていく上でも、持続可能なまちづくりを創造していく上でも消費税のインボイス制度は市政に大きく影響を及ぼすものというふうに考えておりますけれども、その辺について副市長の見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 富岡議員の今までのやり取りの中で中小企業の立ち位置については、私も同様の見解を持っておりまして、中小企業の中には本当に一生懸命やっただいて、名寄の経済を下支えしていらっしゃる企業さんもいらっしゃることも認識しております。今話題となってお

りますインボイス制度、このものにつきましては国策、国税ということでありますので、お話しになったことが名寄市だけなのか、あるいは日本全国様々なところでこういう問題が出てくるかについては、これ国政の場での議論になるかと思いません。となると、私どもとしてはやはり今まで中小企業含めてここの地域経済をどういうふうに活性化していくかというのはこれ非常に大きな課題でありますので、田畑室長のほうからも中小企業振興条例の様々な補助制度の中で、あるいは、今お尋ねの総合計画の中でこの経済をどういうふうに活性化していくか、非常に大きな切り口だと思っております。後段出てまいりましたけれども、移住定住あるいは市内の大学生、若者の就職口、必ずしも大手企業に就職するだけが求めているものではないのかもしれませんが、自分で一人親方として事業を構えて思う存分やってみたいという方もいらっしゃると思っております。そういったニーズに様々な制度設計で応えていくのはまた市の役目だと思っておりますので、やれるところについては一生懸命やらさせていただきたいと思っております。そういった道筋を示すことで次の総合計画にいい議論ができるかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 恐らくまちづくりに関する思いというのが一致する部分というのも多大にあるなというふうに今の副市長のお話からもうかがえたところでありまして、ちょっと市長にもお伺いしたいなと思うのですが、地方創生、地方分権を軸にしてこの市内の地域循環経済の仕組みをさらにブラッシュアップしていくためにも、国税の制度とはいうものの名寄市としても、先ほど申し上げたように、市内事業者の影響を鑑みて、インボイス制度、この国策自体を市内、庁舎内、庁内で検証をしていただいて、地方から国に対して意見を上げていくということも必要になるのかなというふうに思うのですが、

その辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） インボイス制度の導入における地域の、あるいは中小企業の影響についてどういう状況にあるのか、あるいはどういう状況が想定されるのかということは当然しっかりと我々も検証していかなければならないと思います。一方で、それぞれ今自治体の中でも同じように同様の導入がされるということでもありますので、そうした横のというか、それぞれの市町村の状況等もよく連携、相談をしながらしかるべき対応、必要によっては市長会だとか、そうしたところを通じて国に対して影響がかなり厳しいという状況があるのであればしかるべき要望していくと。しっかりと対応して、対応というか、そこは影響をしっかりと鑑みて、やるべきことはしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。個人的にはぜひ反対の声を上げてほしいとか撤回の声を上げてほしいという、延期を求めているという思いもあるところではあるのですが、国税の制度をきちんとこの中で検証して、もみながら一番いい形に収められるような形で、本市の大切な財産である財貨の流出、あるいは生産世代の市外への流出を防ぐ上で、今北海道新聞でも漏れバケツにならないような連載物が掲載されておりますけれども、地域経済の循環とそれらを実効性あるものとしてこの消費税インボイス制度への対応策を進めていただきたいなということを申し添えておきたいと思います。

次に、愛玩動物との共生についてでありますけれども、冬が厳しい環境の中であって、道北内陸部においては地域猫の存在が、野良として生き延びるということは長い冬があると考えとなかなか難しい。地域猫の世話をする、餌をあげたり、あるいは冬の寝床を用意してあげる、そういった人がいないと恐らく一冬も越せないのだろうなと

いうふうに思うのですけれども、飼育崩壊のほうは今ちょっと名寄市としては大きな問題なのかなと。ツキネコさんのホームページのブログを見てもユーチューブを見ても名寄市、猫、多頭、飼育崩壊と入れると結構検索で上がってくるというようなこともありまして、その中で先ほど御答弁にもありましたけれども、公益財団法人どうぶつ基金、こちらでTNRの活動に行政枠として名寄が参加をされているということは承知をしているところであります。地域猫活動、TNRに積極的に参加をされて、どうぶつ基金を行政枠として使っているというような状況があるのかなというふうに思うのですけれども、登録後の、これまでにどのような形でどうぶつ基金を使ったかについての詳細についての実績について分かればお知らせください。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほどの答弁の中で、昨年1件多頭飼育の関係で発生をしまして、対応させていただいております。いわゆるTNR、野良猫を捕獲して、不妊手術をして、また帰すという活動については今全国的にもそれぞれ導入されていまして、今回多頭飼育の関係につきましてはちょっと詳細については個人情報になりますので、ないですけれども、いわゆる行政枠のチケットについては申請をさせていただいて、その際に今回昨年の1件ありました多頭飼育の関係では19件の不妊手術ということでチケットを発行させていただいて、助成を受けて、実際に行っておりまして、チケット発行させていただいて、そのうち、先ほど19件ですけれども、7件は緊急性があったので、ボランティア団体のほうが費用を負担していただいて、残り12頭分をチケットを使わせていただいたというような状況であります。また、市内のボランティアの関係の方ですとか、それから道が委嘱しています動物愛護推進員の方の、そういった方々の協力もいただきながらこの多頭飼育の関係については対応させていただいてきた

ところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） その辺詳しくは恐らくどうぶつ基金のホームページの行政枠というところを検索すると出てくるのかなというふうにも思っております。その中で、今回の名寄市が申請をした事例の中では多頭飼育崩壊という形で40頭ほどの猫が保護されたという話を伺っております。その中でも猫は8頭死亡されて、32頭がボランティア団体に保護されたという話を聞いてるところなのですけれども、多頭飼育崩壊となりますと、どこかからの通報がなかったら分からないとか、あるいはそういった申出がないと非常に発覚しづらいものなのかなというふうにも思うのですけれども、とりわけこの飼育崩壊の現場では市の生活環境課の担当職員さんたちも大変な御苦労されているということも伺っております。動物愛護推進員の方のお話等々も伺っていくと、まずもってその前段で恐らく高齢者の方とか、あるいは独居の方という方の多頭飼育崩壊というのが多いのかなというふうにも思うのですけれども、その辺に関して健康福祉部の高齢者包括支援センターなどときちんと連携をしながら未然にそれを防いでいくというような方策も必要なのかなというふうにも思うのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 昨年の多頭飼育の関係につきましては、実は高齢者が絡んでおまして、その部分も含めて健康福祉部の包括支援センターとも連携しながら多頭飼育されている方の生活の改善も含めて、それから猫の多頭飼育の対応も含めて連携しながら取り組んだ案件でございまして、今回の猫の関係の苦情については負傷したとか保護したというもの以外の苦情としては年間二、三十件毎年ございまして、その中にはやはり通報が多いということで、猫が出入りしている

のを例えば隣の方が見かけたり、臭いがしたりというようなことで、そういった形での通報も多いですし、また包括のほうだったり、そういった連携した中でそちらのほうからの、実際にはその家庭の方の支援に行ったときにそういう状況も見見したりとかということも含めて情報もいただいておりますので、そういったことも含めてこの多頭飼育の関係、それから野良猫の対応の関係については連携しながら、また保健所、道振興局も含めて連携しながら現在も対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 分かりました。猫の、動物の話になると市税を使うのは動物よりも人のほうが先ではないのという話も、御意見も結構聞かれるところなのですけれども、地域猫の対策活動というのは私は一部の猫好きの人たちだけのものではないというふうにも考えておまして、やっぱり市民の生活環境、あるいは環境衛生活動、そういったものにも資するものだというふうに思っております。町内会の活動や、市立大学にももふもふサークルというのがあるというふうな話も伺っておりますけれども、そういったものと今まで取り組んでこられた様々な方々との連携をしながら、飼い主不明の猫を減らしながら屋内での適正飼養の必要性、あるいは終生飼育を啓発していくためにも地域全体で意識を変えていくために市民の一層の理解を求めていくことが必要になると思います。その辺に関して再度何かこれはというのがあればお知らせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今いただいたものを含めまして、先ほどの答弁の中でも一部触れさせていただきましたが、おっしゃるとおりで、そういった地域の理解も含めて飼い主のモラルだったり、それから周りにいらっしゃる方々の理解も得ながらこういった取組をしていかなければならないと

いうふうに考えておりますし、北海道のほうで先日発表ありましたけれども、動物愛護センター、道が4か所開設するというので、今まで道のほうでは設置をしておりますでしたけれども、一部政令市等で設置をしていましたが、実証実験が開始されるということで、動物を保護する専門の施設が今後設置されるということもお聞きしましたので、名寄市としても今なかなかそういった猫が増えてきている中で、受け入れる施設ができるということは非常に市としても担当者としても今喜んでいうような状況もございますので、その設置もできれば近くにできたらいいなというふうには考えておりますけれども、そういったところも期待しながら今後もますます対応についてはきめ細かく周知も含めて行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 北海道で保護施設ができるというのは私も承知をしているところでございますけれども、できれば道北も広いので、中核都市である名寄に一時保護をできるような施設を、遊休施設などなどを使いながら検討していくということも必要なのかなというふうにも思っておりますので、その辺検討していただければありがたいかなと思います。多頭飼育崩壊がなぜ起きるかというのは、施設に入所したりとか病院に入院したり、あるいは介護度が増えていくという状況を抱える市民の方々がそういうことにつながっていくのかなという部分も考えられるわけですが、そのためには先ほど言ったように高齢者福祉、あるいは包括支援センターとの連携というのも非常に大事になるのかなというふうにも思っているところなので、市内の獣医師さんのお話をちょっと伺ったのですけれども、名寄市の野良猫は増える一方で、今のところ減る気配がないと。ここ四、五年は特にひどいということで、それなぜ起こるのかという話をしたのですけれども、そのドクタ

ーがおっしゃるには命を軽視する感覚ですとか、そういう風潮が社会に蔓延しているという現実があると。その反面、短絡的に愛玩動物に癒やしとか、そういうものを求めて、精神的に依存してしまうという。飼ったは飼ったけれども、無責任にまた遺棄してしまったりとかということもあるというようなこともあって、モラルに対する目の厳しさとかも近所からも出てくるのかなと思うのですけれども、多頭飼育崩壊を起こす人というのは経済的にも精神的にも余裕のない人が多いのだらうなという話をドクターはされておりました。その中で、先ほども申し上げましたけれども、市税は犬、猫よりも人の生活を守るために予算すべきだという意見も多く聞くのですが、そういったもろもろの活動等々を鑑みていくと、相談支援センターを整備することも必要になってきますし、不妊去勢手術等に関わる費用に関して行政は予算を組んで取り組むことというのは全く無意味ではないというふうに言われておりました。その中で、この不妊去勢手術費用の助成制度、旭川市やお隣、下川町も行っております。下川は、足りなくなったら補正を組むというふうに財務の担当の方が話をされておりましたので、そういったことをぜひとも検討していただきたいというふうに思うのですが、前向きな御回答をいただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほど答弁もさせていただきましたが、旭川市の例、それから下川町の例も担当のほうからも聞いておまして、その効果も含めてどういう形が望ましいのかと。どういう形で事業を行っているかも含めて検証させていただいて、調査研究ということで、答弁させていただいたとおりなのですが、させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） よろしく願いいたし

ます。

以上で質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

公共施設整備とまちづくりについて外1件を、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） ただいま議長より指名をいただきました。通告順に従い、大項目で2点について理事者のお考えをお聞きしてまいります。

初めに、大項目1、公共施設の整備とまちづくりについてお伺いをいたします。名寄市のまちづくりにおける、ランドデザインとなる見直された名寄市都市計画マスタープラン、またそれに含まれる名寄市立地適正化計画の計画期間がスタートして2年が経過しました。計画におけるまちづくりの方針である、人々が集い、にぎわう魅力と活力にあふれた拠点づくり、将来にわたり安心、快適に暮らせる市街地づくりを実現するための誘導施策、それらの実施や誘導施設の配置に係る子育て支援関連施設の整備など一部具体的に動き出しております。本年3月に名寄市公共施設等再配置計画が策定され、立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域での公共施設等の整備方針が示され、またさきの議員協議会では市内の中学校の整備方針についても説明があったところです。そこで、それらに関連して小項目5点についてお伺いをいたします。

小項目1、立地適正化計画と公共施設再配置計画について。本年3月に策定された名寄市公共施設等再配置計画では、名寄市公共施設等総合管理計画、名寄市立地適正化計画の連携を推進、また施設の効果的な配置とコンパクトなまちづくりを推進するとありますが、当面5か年、計画書の中ではフェーズワンと記載のある計画期間における施設整備のスケジュールと令和4年度当初予算に195万円が計上されている名寄市公共施設等再配置計画推進業務委託料について既に契約の締結がなされていれば契約の方法、業務の委託先、業

務内容等についてその詳細をお知らせください。

小項目2、学校施設整備についてお伺いをいたします。本定例会初日に開催された議員協議会に先立ち、総務文教常任委員会においても名寄中学校と東中学校の整備方針が示されたと思いますが、その内容について名寄市立小中学校適正配置計画と名寄市立小中学校施設整備計画及び昨年3月に策定された名寄市学校施設長寿命化計画との整合性、また今後のまちづくりにおける学校施設の整備の関わりについて理事者の御見解をお聞かせください。

次に、小項目3、都市再生整備計画と子育て支援施設についてお伺いをいたします。南保育所の代替施設として、名寄市幼保連携型認定こども園の整備についてですが、この一般質問通告後に執行された入札結果を拝見したところ、同施設の建築主体工事の入札が不落に終わったようですが、都市再生整備計画の助成事業として始まることを前提にお聞きいたします。本年2月10日に開催された市民福祉常任委員会で説明のありました西保育所の閉所と東保育所での3歳未満児に特化した保育の運用について、今後の保育施設等の整備方針と名寄市立地適正化計画と都市再生整備計画の都市構造再編集中支援事業との関連についてお知らせをください。

次に、小項目4、保健、衛生、コミュニティー醸成施設についてお伺いをいたします。昨年の第4回定例会の私の一般質問において提案をさせていただいた温浴施設の名寄市公共施設等再配置計画への追加検討については、残念ながら当該計画への掲載はございませんでした。同じく追加検討をお願いした健康づくりやコミュニティーの場としての保健センターに包括支援センターや温浴施設の機能を併設した施設整備の検討経過についてお知らせをください。

次に、小項目5、まちづくりのランドデザインについてお伺いをいたします。この間まちづくりや公共施設等の整備に係る様々な計画が作成さ

れてきておりますが、個別の施設の配置場所や整備する施設の規模などを含め、名寄市が今後どのようなまちづくりを目指しているのかが市民には市街地の将来像が直感的にイメージしづらいと考えております。名寄市総合計画（第2次）の総仕上げである後期計画の策定を控え、今後のまちづくりの全体構想を市民に分かりやすく示す時期を迎えていると考えますが、そうした取組に対する理事者の御見解をお伺いいたします。

続きまして、大項目2、会計年度任用職員の処遇についてお尋ねをします。2020年6月1日を基準とした総務省の2020年度制度調査によれば、自治体における会計年度任用職員の平均比率は38.3%、特に一般市町村では50%以上が2割強、40%以上が4割前後となっております。職種別の会計年度任用職員の比率は、消費生活相談員、学童指導員が9割以上、婦人相談員が8割以上、図書館職員が7割以上、学校給食関係職員、学校用務員が6割以上、保育士が5割以上と恒常的な業務に多くの会計年度任用職員が従事し、地方行政の重要な担い手となっております。適正な任用、勤務条件の確保を目的に2020年4月から会計年度任用職員制度がスタートし、各種休暇制度の確立や期末手当の支給など一定程度は改善してきておりますが、常勤職員との均等、均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況です。安定した行政サービスの維持向上のために会計年度任用職員等の処遇改善、雇用の安定は急務であると考えます。

そこで、小項目3点についてお伺いをいたします。小項目1、任用と配置についてお伺いをいたします。名寄市に勤務する会計年度任用職員の数については予算審査特別委員会の追加資料の中で示されておりますが、会計年度中に在籍する全会計で働く全ての非常勤職員について把握がされているのか、また常勤職員との割合及び男女比率についてお知らせをください。

次に、小項目2、人材確保についてお伺いをい

たします。会計年度任用職員の中には専門職としての役割を持つ職種もあると思いますが、そうした専門的な職種の人材確保は順調にできているのか、また専門的な職種の人材確保のためにどのような取組を行っているのかお知らせください。

小項目3、国への要請等についてお伺いをいたします。会計年度任用職員の適正な任用や勤務条件を確保することを目的とした法改正の趣旨を踏まえ、地方財政計画に必要な財源を盛り込むよう、また雇用の安定のために任期の定めのない短時間勤務職員制度の創設について国に要請すべきと考えますが、御見解についてお伺いをいたします。

以上、この場からの発言とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 倉澤議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1の小項目1、4及び5については私から、小項目2については教育部長から、小項目3については健康福祉部長から、大項目2については総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、公共施設整備とまちづくりについて、小項目1、名寄市立地適正化計画と名寄市公共施設等再配置計画について申し上げます。名寄市では、これまで公共施設延べ床面積の具体的な縮減目標を掲げた名寄市公共施設等総合管理計画、コンパクトなまちづくりを目指して都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めた名寄市立地適正化計画、さらに各公共施設の維持補修、建て替え、除却などの施設方針を示す名寄市公共施設個別施設計画を策定し、令和4年3月にこれらの計画と整合性を図り、公共施設の再編や再配置等の方策、時期を示すロードマップとして名寄市公共施設等再配置計画を策定いたしました。再配置計画の計画期間は人口減少や少子高齢化、デジタル技術の進化などを鑑み30年間とし、5年後、15年後、30年後と大きく3つのフェーズに区切り、社会情勢等の変化に応じて適宜計画の評価や

検証、改定を行うこととしております。5年後までを計画期間とするフェーズワンの対象施設はまちづくりや行政サービスの観点から重要な役割を果たす老朽化が進む公共施設に加え、にぎわいづくりに向け新たな設置が想定される施設など図書館、児童センター、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設の5施設とし、図書館を軸として3つのパターンをお示ししました。フェーズワンでの施設整備についてですが、計画で示した再配置パターンの絞り込み、中心市街地の活性化に向けて必要な機能や規模等を含めて検討するため講演会、タウンミーティングを開催するとともに、市民ワークショップを開催し、議論を重ねてきているところです。また、当初予算計上させていただきました名寄市公共施設等再配置計画推進業務委託についてですが、業務内容は再配置パターンの絞り込み、中心市街地の活性化に向けて必要な機能や規模等を含めた市民意見集約、市民ワークショップ及びパネルディスカッションを行うタウンミーティングの企画、立案、報告書を含むファシリテーション業務を中心市街地にコミュニティースペースnanirOBASE&Lab.を運営している合同会社ないろ研究所に委託しております。契約方法についてですが、中心市街地を拠点に商店街や大学生と交流イベントやワークショップなどを開催してきた実績があり、地域に根差した活動経験や意見集約経験が豊富で、現状を理解している市内業者であることに加え、ワークショップや対話会の企画運営、ファシリテーション、講義、講演活動なども行っており、十分な成果を得ることができると判断し、随意契約で契約の締結を行いました。

次に、小項目4、保健、衛生、コミュニティーの醸成施設について申し上げます。温浴施設の計画登載の必要性としてコミュニティー形成の場としてまちづくりに対する役割もあると認識しておりますが、本市の財政状況において多額の建設経費、継続した運営費を要するため、2つの公共温

泉を設置するのは難しいと判断し、未登載としたところです。しかしながら、現段階で公共での設置は検討されておりませんが、民間事業者から公衆浴場設置検討の相談などがある場合に各種制度での支援を検討してまいります。また、保健センターは老朽化しているものの、名寄市公共施設個別施設計画で必要に応じた修繕により施設の機能維持、長寿命化を図る施設と位置づけており、再配置計画フェーズワンの対象施設要件をまちづくりや行政サービスの観点から重要な役割を果たす老朽化が進む公共施設に加え、にぎわいづくりに向け新たな設置が想定される施設としてしていることから、検討を急ぐ図書館、児童センター、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設の5施設を対象施設といたしました。また、中心市街地に必要な機能について市民ワークショップなどにおいて議論いただく中で、健康づくりの場やコミュニティーの場といった機能と相乗効果が期待される組合せとして排除するものではないと考えております。

次に、小項目5、まちづくりのランドデザインについて申し上げます。今年3月に名寄市公共施設等再配置計画を策定し、対象5施設の考え方について3つのパターンを示したところであり、計画の推進に向けて計画策定段階から御指導いただいております北海道大学の森教授に引き続きアドバイザーに御就任いただき、パターンの絞り込み、中心市街地の活性化に向けて必要な機能や規模等を含めて検討を始めたところです。検討に当たり、講演会と併せてパネルディスカッションを含むタウンミーティングを開催するとともに、アドバイザーの御協力をいただきながら都市計画やコンパクトシティに向けた考え方、議論に必要な情報を共有させていただきながら、30年後を見据えて中心市街地に必要な機能などについて市民ワークショップを開催するなど、市民議論を重ねていくこととしております。市民議論を基に案の策定を行い、市議会でも議論をいただき、具現

化へ向けて進めてまいります。土地の問題も含めランドデザインの作成はかなり難しいものと想定しております。個別施設の配置場所や規模を含め、現段階では市民議論をいただいている最中であることから、お時間をいただきたいと思いますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目1の小項目2、学校施設整備についてお答えいたします。

市内小中学校の施設整備については、児童生徒が安心して学習ができ、豊かな学校生活を送るために学校の施設設備を適切に維持、管理、改善していくことが不可欠となっています。そのため、名寄市立小中学校施設整備計画においては、児童生徒にとって良好な教育環境を確保し、保障していくため名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針と連動し、将来の児童生徒数の推移を踏まえた施設の適正規模を考慮の上、計画的に改修等を進めるとしております。また、名寄市学校施設長寿命化計画では、学校施設の目指すべき姿として、施設整備においては安全性の確保が最も優先すべき事項であるとしております。そのため、今回の名寄中学校、名寄東中学校の整備方針についてはこうした計画に基づきながら将来の生徒数や学級数の推計、耐力度調査の結果を踏まえ、両中学校を統合するのではなく、各校で整備を行うものとし、その整備手法については名寄中学校は改築、名寄東中学校は耐震化改修を進めるのが望ましいと考えております。

次に、今後のまちづくりに対する考えとの関わりについてであります。中学校に限らず学校施設は地域コミュニティー施設や防災拠点施設などの役割も担っていること、また市民が居住地を考える際の大きな要素となり得る施設であることなど、まちづくりを考える上で重要な施設であると考えております。一方で、学校はにぎわいづくり

や集客施設ではないこと、その設置場所に大規模な敷地が必要であることなどから、立地適正化計画における都市機能誘導施設とはなっておりません。そのため、これまでも学校が統合したり、その設置場所に大きな変更が生じる場合以外については議会や地域、学校関係団体などに状況を説明しながら現地での改築、改修を進めてきております。今後におきましてもこうした考え方の下、学校施設の整備を計画的に進め、耐震化率100%を目指してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目1、公共施設の整備とまちづくりについて、小項目3、都市再生整備計画と子育て支援施設についてお答えします。

老朽化している公立保育所においては、令和5年度中の認定こども園のオープンに向けて本年度は本体工事に着手する予定であります。認定こども園のオープンに伴い、西保育所は令和5年度末をもって閉所とし、3歳未満児の利用ニーズは依然高いことから、令和6年度から東保育所を3歳未満児に特化した保育所として運用してまいります。認定こども園などの整備に当たっては、名寄市立地適正化計画に基づく国の都市構造再編集集中支援事業交付金を受けての実施となります。事業期間が令和4年度から令和6年度までとなっておりますので、認定こども園の建設や外構工事のほか、閉所後の南保育所及び西保育所の解体までこの3か年で実施する予定となっております。3歳未満児に特化し、運用する東保育所につきましても建築して45年を経過することとなり、今後小規模改修を行う予定ではありますが、老朽化が進んでいることから、新たな保育所の整備についても検討してまいります。新たな保育所の整備は、認定こども園等整備事業が終了後の令和7年度以降と考えており、名寄市立地適正化計画などの整合性を図りながら、活用できる交付金の動向に

も注視し、将来の出生数や利用ニーズを見据えて場所の選定を行いたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、会計年度任用職員の処遇について、初めに小項目1、任用と配置についてお答えします。

会計年度任用職員の任用については、名寄市会計年度任用職員の任用に関する規則に基づき2か月を超える任用の場合は公募によるものとしており、総務部、または市立総合病院事務部で一括して募集の手続を行うため、公募により任用する職員は全て把握しているところです。なお、2か月以下の短期雇用の場合については、原課対応による任用になるため、随時の把握はしておりません。

また、常勤職員との割合と男女比率についてですが、市立総合病院を除く会計年度任用職員の人数は本年4月1日現在356人で、全職員に占める割合は44.6%、会計年度任用職員の男女割合は、男性21.9%、女性78.1%となっております。同様に市立総合病院の会計年度任用職員の人数は271人、全職員に占める割合は34.7%、男性7.4%、女性92.6%となっております。

次に、小項目2、人材確保についてお答えします。会計年度任用職員の人材確保については、特に保育士や介護支援専門員、保健師など資格を条件としている職種において正規職員と同様に公募をかけても必要な人数の充足が難しい状況にあります。これら専門職の人材確保については社会全般において課題となっており、とりわけ会計年度任用職員については家族の転勤等により転出する場合があることから、新規の任用に当たっては非常に苦労しているところであります。人材確保の取組としては、令和2年4月1日の会計年度任用職員制度の施行に伴って上限年齢を撤廃するとともに、制度施行前の経験年数も配慮した昇給制度を導入しているところであり、人材確保と雇用定

着を図っているところであります。また、本年2月からは国の経済対策により保育所及び児童センターで月額9,000円、市立総合病院看護部で月額3,000円の処遇改善を実施しているところです。加えて、会計年度任用職員の公募に当たってはハローワークでの公募のほか、広報紙や地元紙、ホームページ、ラインなどを活用し、広く周知しており、今後もこれらの昇給制度や処遇改善の取組を含めて周知し、人材の確保に努めてまいります。

次に、小項目3、国への要請等についてお答えします。令和2年度の会計年度任用職員制度の施行に伴い、地方自治法において期末手当の支給について規定されるなど多くの自治体において非常勤職員の処遇改善が図られた一方で、増加する経費に対する財源確保が課題となっている状況です。現状では、期末手当の支給に係る経費については地方財政計画に増額計上されているものの、昇給などの処遇改善に係る経費については計上されていないことから、この間本市としても国に対し要望しているところでございます。今後も必要な財源について国へ要望していくとともに、任期の定めのない短時間勤務職員制度の創設など働く者の立場に立った雇用情勢の把握と労使関係構築に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） それぞれ御答弁をいただきました。答弁の順番が、小項目、若干入れ替わっておりますけれども、通告どおり再質問をさせていただきますというふうに思います。

初めに、公共施設等再配置計画推進業務委託料の関係でございます。内容については御答弁あった部分で理解をさせていただきますけれども、私若干業務の内容を勘違いしていたのですけれども、実際この公共施設再配置計画を進めるに当たっての用地の買収であったり、建物の規模の選定、実施計画という部分の計画策定に係る業務なのかな

というふうに思っておりましたけれども、市民のワークショップの開催であったり、タウンミーティングなどの業務というのが中心だということでお話がありましたけれども、これ今やるべき業務なのかどうなのか改めてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この間も市民の皆さん方の御意見という、コロナという期間もあって、集まっていたく機会もなかなか創造しづらい中で、こういった差し迫った公共施設の再配置という作業に入るときにやはりしっかりといま一度市民の皆さんとも膝を交えて意見交換をする場であるとか、いろんな方々の意見を吸い上げながら、最終的には聞いた意見に対してでは声の多い形を選択するかというと、決してそういうことではなくて、きちっといろんな意見を聴いた中で、我々行政としては公共施設を配置するときに30年後とか50年後、今年生まれた子たちが30年後30歳とかなっているわけで、そのときにしっかりと何でこんな施設造ったのだと言われないうなものを残していかなければならないといったときには、当然スタートは市民の皆さんからの御意見をしっかりと聴いていくと。最終的には行政としていろいろな知見を入れながら判断をした案をつくっていくという我々責任持っていると思っていますので、そこの工程の中で市民の皆さんの意見を聴くという場をつくるというのは非常に重要な部分だと思っていますので、その部分を今年やらせていただいているということでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 一定程度理解をさせていただきたいというふうに思いますけれども、昨年度330万円の予算の下、策定された名寄市公共施設等再配置計画、拝見をさせていただきました。この計画書ですが、中身だけで61ページにわたるものでございます。ページ数だけでいえば、立地適正化計画書よりも10ページ以上多いもの

でありました。計画期間が30年ということもあって、そのベースとなる計画書であれば当然のボリュームなのかなというふうに思いますけれども、この計画書、パブリックコメントを募集していた際から概要版、見させていただいておりますが、公共施設整備事業の進め方が非常に理解しづらいというところがございます、私的には。改めてお聞きしたいのですけれども、この計画期間、5年間のフェーズワンに具体的に何を行おうとしているのか改めてお知らせいただきたいのと、この本文中に、4ページなのですけれども、これらの計画、フェーズワンに記載されている施設の整備の実現に向けた具体的な配置と実施計画の検討とありますけれども、この先また何か別な計画書を策定することになるのかお聞きをいたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この中でフェーズを3つに区切って、全体的な計画をまずつくらせていただいております。答弁でもあったとおり、フェーズワンということで、まずは5年間の期間の中で何をしていくかというところでいうと答弁でもありました5施設についてまずは検討していくと。では、何でその5施設を選んだかというのもこの計画書の中で一応触れて、答弁でも触れさせていただきましたけれども、その5施設の中心として、中心的な施設としてまず図書館というキーワードが、都市機能誘導区域の中でどこにでは配置していったらいいのだろう。名寄市の特徴といえましょうか、一番難しいなと思うところがなかなか公有地を有していないといったところが非常に難しく、実は都市機能誘導区域の中に一定程度それなりの面積がある土地というのは御存じのとおり南広場程度しかなかなかなくて、ではそこで固定してしまうのかということではなくて、いろんな機能、図書館という皆さん御存じのとおり図書館がぽんとイメージされるのでしようけれども、図書館、いろんな機能、どんな機能を町中に必要とするのかと。まずは、建物のイメー

ジ縛りではなくて、機能がどんなものが必要なのかというところを一生懸命いろんな機会をつくりながら皆さんの意見を聴いているといったところで、この5年間の中にはあるべき、まちの中に、都市機能誘導区域の中ににぎわいをつくっていきけるような公共施設として配置していったほうがいいという機能をまず意見集約させていただいて、そのイメージが固まった段階で施設としての提案を行政としてさせていただいて、またいろんなところで、当然議会の場でもしっかりとそこは議論を進めていかせていただくと。それを具現化するのがフェーズワンの中で図書館を含むこの5施設をどうしていくかというところをしっかりと形にしていきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今お話をちょっとお伺いしていると、この5年間の中に、ではこの施設に関する整備はまだ行わないというような理解でよろしいのか改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 我々としては、やはり老朽化は止まりませんので、しっかりとそこは着手できる段階になったら着手していくという腹積もりでおります。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 計画の中でにぎわいの拠点の核となる施設の表現としてコア施設ということで、先ほどからお話出ておりますけれども、位置づけられている図書館、こちらメインの施設となるというふうに考えますけれども、一体この図書館、具体的に令和何年度に完成して、何年度から供用の開始を目指しているのかお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まだ明確にいつから設計を依頼してとか、何年間かけて建てるといった具体的な年次はありません。なぜかという、実は再配置計画の中でも建設手法も触れてい

ます。ここはPPP、PFIも含めて官民連携による建て方というところも建設手法として入れておりますので、なかなかお尻を決めて動き出すということではなくて、今私たちが言えることは今年度中に一定程度市民議論を終わらせていきたいといったところで、来年度に向けて施設のイメージをつくり上げていきたいというイメージで、考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 私もこの計画ができて、中心市街地の公共施設の配置についてスピード感が増して、どんどん進んでいくのかなというふうに認識しておりますので、若干私の考えと違っていたというふうに今お話を聞いて感じたところですけれども、ちょっと次移りたいと思っておりますけれども、小項目2の学校施設整備についてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

御答弁いただいた方針が示された名寄中学校、東中学校ですけれども、名寄中学校、現地建て替えを基本にということで、本定例会に追加議案として基本設計、実施設計委託料4,600万円、債務負担行為補正で1億5,000万円の提案がされております。審議中の補正予算ですので、設計に関する具体的な内容は避けますけれども、名寄中学校、東中学校、それぞれ改築、耐震改修の概算の総事業費も示されておりました。約75億円、両校とも改築で77億円、一方両校を統合整備した際は53億円という説明もありました。これらの事業費提示された上で、両校をそれぞれ整備していくという方針に至った議論経過について改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今定例会の初日に議員協議会を行わせていただきまして、その中で名寄中学校と名寄東中学校の生徒数の推計ですとか、それとか現在の校舎の老朽度、耐力度調査の結果を踏まえた今の状況、そして先ほどお話しさせてもらいました生徒数の推計などから名寄中学

校、東中学校、この後まだまだ統合せずに、それぞれの学校で、単独の学校で設置するほうが望ましいということから、整備手法についてこの間御説明させていただいたところでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 学校施設長寿命化計画における学校施設整備の基本的な方針で適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保されている場合には70年から80年程度の長寿命化が図られる。また、市立小中学校整備計画では、現在改築、改修、耐震補強が必要な4校は改築、改修という視点だけではなく、市の財政運営や後年に過大な負担を残さないよう効率的、計画的に進めるというふうに記載しておりますけれども、改めてこの辺との整合性について、今示された方針についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 令和3年3月に作成させていただきました長寿命化計画において、今議員最初にお話しされたのがそちらのほうかと思っておりますけれども、今後の小学校を含めて大規模改修なり改築なり行われる際につきましては、今20年以上経過した建物がございまして、そういった建物、施設については長寿命化計画に基づきながら進めていくものかなというふうに考えているところでございます。

しかし、一方で名寄中学校、名寄東中学校につきましては、御存じのとおり相当耐力度結果から見ても早急に改築、改修する必要がある校舎だというふうに認識しております。そういった面からも今回先ほどお話しさせてもらいました児童生徒数の推計から2校がこの後複数年まだ適切な規模で保てるという判断もしておりますので、そういった面からそれぞれの学校を改築、それから改修させていただきたいということでお話しさせていただいているところでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 学校施設整備、それぞれの学校施設関係の計画があるということで、先ほど御答弁ありましたけれども、立地適正化計画や公共施設等再配置計画と切り離して議論しているというところは理解をさせていただいております。あと、去年の12月と今月3日に開催された北大の森先生の講演会の中でも学校の配置の重要性について話があったところです。私もまちづくりの核となる最も重要な公共施設はやはり学校だというふうに考えております。代表質問でも町内会の活動の一部をコミュニティ・スクールが担う可能性についても御答弁がありました。そうした意味でも、学校の配置は非常に重要だと考えております。今後まちづくりと連動させ、学校整備に関して市民はもちろん、議会も含めて設置場所の議論、行っていくべきというふうに考えておりますけれども、理事者のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今回名寄中学校と名寄東中学校につきましては、特にまずは先行して名寄中学校の話をさせていただいておりますけれども、現地建て替えということもあるということ、それからやはり御存じのとおり相当大きな面積を有するというのもございまして、そこについてはこれまで同様に地域の方々含めながら議論のほうさせていただきたいと思っています。また、今定例会の補正予算、可決されましたら基本設計等に進んでいくわけでございますけれども、その際におきましては校舎の改築検討委員会というものを立ち上げさせていただきながらいろいろ協議させていただくつもりでもございますし、その中でそういった関係の皆さん方と議論する機会もあるのかなというふうに思っているところでございます。ただ、今お話あったとおり、今後の学校整備につきましては、さきの代表質問の中もお話しさせていただいているとおり、児童生徒数の推計というのがこれからキーになってくるかな

というふうに思っておりますので、そういった推計を逐次行いながら適正な学校の配置となるように努めていきたいと思っておりますし、今後も大きな変更がある場合につきましてはやはり市民の皆さんと一緒に考えていく必要があるなというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） いずれにしても、学校の施設整備、多額の費用を要する部分でもございます。整備するに当たっての配置場所も含めた慎重な議論が必要だというふうに考えておりますので、ぜひともその辺を考慮しながら事業を進めていただきたいというふうに思います。

続いて、小項目3、都市再生整備計画と子育て支援施設についてお伺いをいたします。いただいた御答弁では、築45年経過する東保育所の代替施設の整備は令和7年以降というふうにございました。それに先立って今回の国の都市構造再編集集中支援事業交付金、南保育所の解体だけでなく西保育所の解体まで実施というふうにございました。こちらの部分で西保育所の解体後の跡地活用についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 西保育所の解体、先ほども申し上げましたが、認定こども園の建設に当たっては、国の都市構造再編集集中支援事業交付金を受けての整備となります。南保育所と西保育所を統廃合するという形になるため、3か年の中で計画の中で解体を行うことで交付金の対象とすることから、実施をしたいと考えておりますが、跡地利用につきましては現在のところ明確には決まっておりません。取壊し後につきましては、未利用地の一つとして候補地になるかなというふうに思っておりますが、名寄市立地適正化計画等の整合性を図りながら将来の出生数や利用ニーズを見据えまして、場所の選定を行ってまいり

たいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今跡地活用の部分で建て替えの可能性も含めてのお話ありましたが、西保育所の所在地は立地適正計画の中の居住誘導区域、都市機能誘導区域に入っているのかどうなのかお知らせをいただきたいと。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 西保育所につきましては、誘導区域外ということで承知しております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 東保育所の建て替えの件に関してですけれども、市内の保育施設、現在学童保育施設として活用されている旧中央保育所、こちらでございます。その建物の裏には生きがいホビーセンター、解体された、空き地になっている跡地の市有地もあるというふうに思いますけれども、旧中央保育所ですけれども、こちらの建築年は何年に建築された建物でしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 旧中央保育所につきましては、昭和45年というふうに把握しております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 昭和45年ということで、建築年数も52年経過している施設です。先ほどの東保育所よりも古い建物というふうに思いましたけれども、今後東保育所の代替施設、建築に当たってなのですけれども、旧中央保育所の施設、今現在も学童保育施設として民間運営でやられているというふうに思いますけれども、今後も同様の活用を継続していくということであっても、改築の時期を迎えているのかなというふうに思います。先ほどの公共施設再配置計画の中にはこの施設、含まれていませんけれども、立地適正化計画と整合性を図るのであれば、保育所と学童保育、

こちら併設した複合施設として整備を行うことが効率的であるというふうに考えますけれども、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今倉澤議員からお話のございました現在市の建物、旧中央保育所、民間の学童保育事業所にお貸しして、利用させていただいて、運営をしていただいているという状況になっておりますが、当然裏の旧生きがいホビーセンターの跡地が敷地面積が約720平米ほどあるようで、東保育所の建て床面積が573平米あるということから考えると、一定の候補地の一つになるのではなかろうかなというふうには考えております。今倉澤議員からお話のありました例えば合築だとか合同だとかということについては、また今後の視野に入れながら、またそれに対する障壁があるのかないか、障害があるのかないかということも含めて補助的なメニューに対しての障害があるのかないかということをよく調べた上で、方法については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 公共事業に関しても様々な施設が次から次へとできて、理事者の方も大変頭が痛いのかなというふうに思いますけれども、子育て支援の観点からしっかりと整備していく必要があるものについては早急に整備のほう進めていただきたいというふうに思います。

続いて、小項目4、保健、衛生、コミュニティの醸成施設についてお伺いをいたします。温浴施設についてですけれども、御答弁いただきましたけれども、昨年の第4回定例会と同様な部分なのかなというふうに思いますけれども、市内から公衆浴場がなくなって、お風呂の確保が困難であるという相談はない、保健衛生上の役割としての使命は終わっているといった答弁が昨年の第4回定例会ではございました。一方で、公衆浴場は現在コミュニティの場としての役割がメインであ

るといふ答弁もいただいております。改めてコンパクトなまちづくりに向けて、以前も申し上げましたが、立地適正化計画の居住誘導区域、また都市機能誘導区域への誘導施策として温浴施設、公衆浴場は有効な動機づけとなる施設であると考えますけれども、市民からも市街地での温浴施設を必要とする声も多く聞きます。加藤市長、同じく昨年の定例会で今後の議論の中で今回いただいた温浴施設の提案を含めどういった機能が必要なのか具体的な議論を加速させたいというふうにも答弁をいただいております。市長にお聞きしたいというふうに思います。6か月経過しました。改めて議論の中身と必要な機能としての温浴施設のお考えについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 温浴施設というのは一定のにぎわいというか、市民のコミュニティーという意味では一つの施設としての機能としてあるのかなというふうに思います。一方で、前々からお話ししている、これを公共でがちっとやるのかということに対しては、やはり2つを維持することがなかなかできないという経過の中で現状に至っているということもぜひ御理解いただきたいというふうに思います。部長からも答弁あったかもしれませんが、今後町中の様々なにぎわい創出の中で、5つの公共施設ということをお話ししましたけれども、公共施設、ハードだけでなく、どんな機能が必要なのか、あるいはあったらもっと利便性が高まる、あるいは我々の生活が豊かになるのだろうか、そんな議論もぜひ積み重ねていただく中で、そうした議論が出てくればそれはそこを尊重したいというふうに思いますし、前々からもお話ししているとおり、民間事業者等はそうした意欲のある中で、そこに対しては一定の温浴、浴場施設に関しては支援をするメニューはあるということで、つくりましたので、つくりましたというか、追加しましたので、そうしたことも

我々としてももしそうしたニーズ、要望があればできる支援はぜひ行いたいということによろしいでしょうか。御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 確かに公共としての設置についてのお考えについては一定程度私も理解はしている。官民連携も含めてこうした部分でなかなか助成制度だけ用意していても待っているだけでは来ないというところがありますので、察するところ、何とか来てもらったり、設置してもらったりする手法、考えていただきたいというふうに思いますけれども、先ほども申しましたけれども、温浴施設を求める声、一定の世代中心に非常に多くあるということで私お聞きしています。今若い世代中心のワークショップなのかもしれないですけれども、そうした声、なかなか出てこないのかもしれないけれども、求める声については若い世代が、先ほどもありましたけれども、30年後、40年後の声だということで捉えていただいて、そうした声なき声にしっかりと耳を傾けて、今後の事業を進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、小項目5、まちづくりのグランドデザインについてお伺いいたします。御答弁をお聞きしておりますが、名寄市が目指すコンパクトなまちづくりをどのように進めていくのか、都市計画も含め市民に分かりやすく伝えていくことが重要だというふうに考えます。なかなか今現在すぐにそうした部分を示すということが難しいということでもありましたけれども、現状皆さんも同様に感じているのかもしれないですけれども、名寄地区で申しますと専用住宅、共同住宅が豊栄地区や徳田地区といった南地区にどんどん、どんどん広がっていった傾向が見られると。都市計画の観点でも工業地区や準工業地区、また現行用途区域外の比較的若い世代の居住人口が落ちている傾向にあるように見受けられているところです。その要因の一つにも、先ほども触れましたけれども、

やはり新しい学校施設の整備が少なからず関係しているというふうに考えております。今後名寄市がコンパクトなまちづくりを目指していくということであれば、居住区域、居住誘導区域等への学校施設の配置も含めて誘導施策も併せ区域外に何らかの規制を含めた取組も必要ではないかと考えますけれども、理事者の御見解をお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おっしゃっていることは非常に我々もよく分かりますし、そのとおりではあるなというところもある一方で、土地の問題というのがやはりかなり難しいなと思っております。学校施設の話が、今義務教育施設の話が出ましたけれども、例えば施設を誘導区域に持ってこようとしたときには今の条丁目という大体2条分ぐらい全部潰さないといりません。そういうことを考えると、やっぱりなかなか土地のことを考えると誘導し切れないものも多分中にはあるのだろうと。ただ、その中で今回公共施設の再配置計画の中でお示ししている部分については、これは行政と市民の皆さんの意見を基に機能としてそこにごうにか集約していこうというところで、都市機能誘導区に対してのインセンティブ、こういうにぎわいをつくりますというところについてはしっかりと形にまずしていくことが大事なだろうと。それプラス今続けている市民議論、市民の皆さんとの議論、こういったものをしっかりとやって形になる、だったらこれがどんどん積み重なっていくのだということも、市民の皆さんへのアプローチも非常に大切になってくるかなと思っております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 慎重な議論と市民意見の聴取というところでは重要なところだというふうに思いますけれども、今50代、60代、70代、30年後もう多分ほとんどいないと思います。なかなか時間がない方もたくさんいらっしゃいま

すので、コンパクトのまちづくりを進めるといったところではやはり今後の名寄市、経済も含めて活性化させていくためにも非常にコンパクトなまちづくりというのは重要になってくるというふうに思いますので、ぜひともスピード感を持って進めていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

次に、大項目2、会計年度任用職員の処遇についてお尋ねをいたします。御答弁いただいた部分では、名寄市の会計年度任用職員、病院除く部分で44.6%、職員との比率が、数字が出ておりました。冒頭申し上げた平均比率、全国ですけれども、38.3%よりもかなり多いのかなというふうに考えております。男女比率に関しても市のほうは女性が78.1%、病院が92.6%という御答弁だったというふうに思います。圧倒的に女性のほうが多いということで、この間休暇制度とかは女性も働きやすい環境をかなりつくっていただいているのかなというふうに私のほうも認識しております。そこで、現状の名寄市の行政機関において会計年度任用職員、先ほどの答弁は職員比率や多くの専門職も担っているということも含めて、市民に行政サービスを安定的に提供していく上でなくてはならない存在であるという認識は理事者の皆さんも共通の理解であると思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるように、また先ほど答弁させていただきました職員の比率なんかも踏まえまして、私ども行政を運営していくという立場にある中で、一般職も含めて会計年度職員の皆様とも連携しながら業務を進めておりますので、当然お互いに、連携という言い方悪いですが、責任ある立場として業務を進めているというところで御理解いただきたいとします。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） その処遇に関してなの

ですけれども、特に勤勉手当、こちらの総務省が制度導入時に事務処理マニュアルで支給をしないように指導しています。短時間勤務の会計年度任用職員はそもそも地方自治法で支給できる規定が存在していないのが現状でございます。一方、国家公務員の非常勤職員には省庁間で支給月数が違うものの、既に勤勉手当が支給されており、地方自治体の会計年度任用職員との均衡が取れていない状況にあると。名寄市議会でも、会計年度任用職員の処遇改善に関する意見書の採択に向けて議案として提案できるよう議論を行っております。市長にもお聞きします。地方自治体の良質で安定した公共サービスの維持と向上のためにも先ほど申し上げた国の非常勤職員との均衡を踏まえ、全ての会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるよう地方自治法、具体的には203条の2、204条の改正と会計年度任用職員に係る財源について地方の責任において確保するためにも国に対して必要な処置を行っていただけるよう市長会を通じて求めていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 関係する近隣、あるいはその他自治体の皆さんと、地元の状況もそれぞれあると思いますので、よく状況を確認し合いながら必要によってはそうした要望等もさせていただくということは検討させていただきたいと思いません。

○議長（東 千春議員） 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

子供、子育て支援の充実に向けてを、五十嵐千絵議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目1点につき質問させていただきます。

人々の生活様式や家族の形、個々の価値観は変化を遂げている中で、職員の皆様方には感染症対策を講じながら日々課題の解決や福祉サービスの向上に尽力していただいているところです。名寄市では、これまでの取組と成果の検証をし、本年3月に第3期名寄市地域福祉計画が策定されました。計画策定の趣旨には、支援を必要とする人が分野に関係なく必要なサービスを利用しながら自立した生活ができるよう個々の状況や状態に応じた施策が今まで以上に必要になる、重要となると書かれています。本市では、分野ごとの個別計画がそれぞれ策定されていますが、その中から第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画に関連する部分も併せて質問させていただきます。

まず、小項目1、HPVワクチン接種について伺います。子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスへの感染を防ぐワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨が令和4年4月から9年ぶりに再開されることとなりました。HPVワクチンは平成25年4月から定期予防接種となりましたが、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、平成25年6月よりほぼ9年間積極的な接種勧奨が差し控えとなっていました。その後接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことにより、国は令和3年11月に積極的な接種勧奨の差し控えを廃止しました。そこで、本市の接種者への個別通知のスケジュールについてお知らせください。

また、保護者のみならず被接種者への正しい知識の説明など従来からの郵送による個別の通知では本人の目に触れない可能性もあることから、できる限り学校での周知の機会を設けていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

また、接種機会を逃した平成9年から平成17

年度生まれの女性のキャッチアップ接種を3年間無料で実施することとなりましたが、本市のキャッチアップ接種対象者についてお知らせください。

HPVワクチンの積極的接種が差し控えられていた方たちは、令和4年度には17歳から25歳となり、高校生から働く世代にまで差しかかっています。スムーズな接種を受けることができるよう対応が必要になると考えられますが、本市の考えをお聞かせください。

次に、小項目2、母子健康手帳のよりよい活用について伺います。新型コロナウイルスへの対応に追われながら母子保健事業を途切れることなく進められており、職員の業務量は日々膨大なものであると懸念されます。母子保健事業全体の効率化を図るためにも母子手帳のアプリ利用も含めたデジタルトランスフォーメーション化を進めていく必要があると考えますが、お考えを伺います。

令和元年の第4回定例会の一般質問において一度質問させていただいており、母子手帳アプリの導入予定についてはないとの返答をいただきました。この間には新型コロナウイルスによる業務の停止を余儀なくされるなど様々な状況の変化を踏まえた中で、現在のお考えをお聞かせください。

また、母親の改姓などによる母子手帳の再発行や表紙の氏名書換えなどの対応について伺います。母子手帳は、予防接種の状況によっては15歳くらいまで使うものです。直接子供の目に触れる機会もあることから、記載への配慮が必要な家庭もあります。つまり離婚や再婚による改姓においては、子供への配慮も必要だと考えます。お考えをお聞かせください。

次に、小項目3、多様な家族の形に寄り添った支援についてお伺いします。令和2年3月1日より保健センターにおいて名寄市子育て世代包括支援センター事業が実施され、子育てサービスや子育てに関する悩みなどにワンストップで支援ができるようになりました。母子保健コーディネータ

一による妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないサポート体制があることで、ここで産み育てることに安心ができると考えます。本市においても母子家庭はもとより、父子家庭、また子供を連れての再婚によるステップファミリーなど家族の形は多様になっています。そのようなことからそれぞれに抱えている問題や悩みはマニュアル化できるものではありませんが、支援体制についてどのように準備されているのか、本市の実態として把握されている部分も含めてお知らせください。

子供の成長する過程において新たな支援が必要になることも少なくありません。学校への引継ぎの状況や連携について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目1、子供、子育て支援の充実についてお答えいたします。

初めに、小項目1、子供、子育て支援の充実に向けてについて申し上げます。HPVワクチンは、平成25年6月から積極的な勧奨を一時的に差し控えていましたが、令和3年11月に専門家の評価によりHPVワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされ、令和4年4月から他の定期接種と同様に個別の勧奨を再開することとなりました。本市におきましては、積極的勧奨の再開に当たり対象者が多数いることから、市内医療機関にHPVワクチンの接種に関する最新情報や道内の相談支援、医療体制に係る取組等についてお知らせし、実施可能な医療機関に接種体制を整えてもらっています。個別通知については、定期予防接種の対象である中学1年生から高校1年生相当の女子384名と個別接種をお勧めする取組を一時的に差し控えられた間に定期接種の対象者であったいわゆるキャッチアップ接種の対象者である令和4年度に17歳から25歳になる女性1,038名へ本年6月13日に郵

送を開始したところでございます。

次に、学校などでの周知をとの御質問でございますが、令和3年11月26日付厚生労働省健康局長通知におきまして、市町村長はHPVワクチンの定期接種については予防接種法第8条の規定による勧奨を行うこと、具体的には対象者または保護者に対し予診票の個別送付を行うことなどにより接種を個別に勧奨することが考えられ、予防接種法施行令第6条の規定による周知についてはやむを得ない事情がある場合を除き個別通知として確実な周知に努めることとされていることから、学校での周知については想定しておりません。また、予防接種法上、接種の実施に当たって16歳未満については保護者の同意が必要であることから最新の科学的知見を踏まえ改定されたリーフレットを対象者及び保護者へ個別に送付するとともに、市ホームページや広報等を活用した正確でタイムリーな情報提供に努めてまいりますので、御理解ください。また、キャッチアップ対象者についても厚生労働省が作成したHPVワクチンのキャッチアップ接種に関するリーフレットを個別通知し、確実な周知に努めるとともに、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報提供を行ってまいります。

次に、小項目2、母子健康手帳のよりよい活用について申し上げます。妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録であり、乳幼児の保護者への保健、育児情報を記載する母子健康手帳は、母子健康保健法に基づき市町村が交付しています。おおむね10年に1度見直しが行われており、直近では平成24年4月に乳幼児身体発育調査の結果を踏まえ、必須記載項目と任意記載項目の様式の改正が行われています。令和4年度は、厚生労働省が母子健康手帳の在り方で検討会を立ち上げ、母子健康手帳の電子化や母子健康手帳の役割、多胎児、低出生体重児、障がいのある子供、外国人家庭など多様性に配慮した情報や父親の育児を推進する方策についてを検討する予定となっております。

ます。また、電子化すべき乳幼児健診の母子保健情報についても年度内にその方向性を検討することとなっておりますので、現時点ではその結果を注視してまいりたいと考えております。

次に、母親の改姓などによる母子健康手帳の再発行や表紙の氏名の書換えなどにつきましては、母子健康手帳交付時に未入籍の場合は入籍後に書換えができるよう名字のみを鉛筆等で記載して交付を行っております。また、改姓され、再発行を希望される場合は妊娠中の経過やお子様の成長記録、予防接種、健康診査の記録など転記が可能なことは最大限行い、再発行の対応をしております。しかし、例えば母子健康手帳の最初のページに記載される出生届け済み証明は公印が押印されるものとなっておりますので、書換えに対応ができない記載欄もあることから、ほとんどの方につきましてはそのまま御使用いただいている状況となっております。

続きまして、小項目3、多様な家族の形に寄り添った支援についてお答えいたします。保健センターにおきましては、子供が健やかに生まれる、育ち、安心して子育てができるよう産婦健康診査及び産後ケア事業など、特に妊娠、出産の初期段階に係る支援の強化を図ってきておりましたが、令和2年3月からは母子保健コーディネーターである保健師が子育ての様々な相談にワンストップで対応しながら必要な支援につなげる子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の拡充に努めています。具体的には、母子健康手帳交付時と妊娠中期に保健師が子育て応援プランを作成し、その人に合った子育てができるような情報提供や一体的な支援を心がけています。また、子供の発達や様々な御家庭の状況に応じて母子保健コーディネーターである保健師と令和元年4月から開始していますこども未来課の子供家庭総合支援拠点事業の相談員が必要に応じて一体的に支援することで、医療機関や基幹相談支援センター、子育て支援サ

ービス機関、教育委員会、児童相談所等との関係機関との横断で包括的な連携強化による支援に努めています。議員御指摘のとおり、お子様の成長過程で新たな支援が必要となることが多く、それぞれ抱える問題や悩みも多様化しており、一概にマニュアル化できるものではなく、子育て中の保護者やお子様の困り感に寄り添いながら、解決に向け日々共に悩みながらきめ細やかな支援を続け、安心できる子育て環境の充実に努めてまいります。

学校への就学に当たっては、こんにちは赤ちゃん訪問の際に「すくらむ」のリーフレットをお配りして、活用を紹介し、母子健康手帳に添付していますお子さんの成長記録などを活用しながら、お子さんがよりよい就学を迎えられるよう保育、医療、教育、福祉、保健分野が連携し、切れ目のない支援に努めております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 御答弁をいただきましたので、それぞれ再質問してまいりたいと思います。

まず、小項目1のHPVワクチンの接種について、本来の定期接種対象者の方が現在384名ということとキャッチアップ世代が1,038名ということで、結構な人数がいらっしゃるということで、対応も一気に来られると大変なのかなという感じはします。実際先々週ぐらいの段階ではまだ通知のほうに来ていなかったということもありまして、同年代のお母様方からどうなっているのかというような話も結構出ていたのですが、先週の14日には名寄市のホームページも更新されておりましたし、ちょうどそれと同じ時期にキャッチアップ世代のほうと普通のほうにも、対象者のほうにも郵送で予診票のほうが送られてきたということで理解させていただきました。その中で、ホームページのほうではウイルスの感染症についての説明ですとか、ワクチン接種のスケジュール

ですとか、種類ですとか詳しく説明がされておまして、副反応や予防接種健康被害救済制度についての説明とか、そういったものもしっかり記載されておりまして、こちらを見ればある程度理解ができるなというふうに感じました。その中で、HPVワクチンの接種を自費で受けた方への説明のところなのですけれども、本市の定める金額を上限として接種費用の一部助成を行うというような記載がありました。上限が定められているのだということは理解しましたが、金額についての説明をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま予防接種のかかった際の金額がどの程度が上限なのかという御質問かというふうには存じます。それぞれ市内においては、一定把握していると思うのですけれども、ちょっとすみません、金額今持ち合わせていないものですから、また改めてお知らせしたいというふうに思います。ただ、ほかの市町村については、市町村というか、よそのまちに就職だとか入学、学校に行っていらっしゃるだとかというようなことで、名寄市に住民票を置きながらよそのまちに住まれているという方々についても一度お金を払っていただいて、申請していただければ、その対象分については市のほうから補助するというような形を取らせていただいているところでございます。金額については後ほどまた御手元のほうにお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 金額の件はちょっと失礼しました。なぜかといいますと、今回定期接種で認定されているものが2価のワクチンと4価のワクチンという種類のものでして、そちらが定期接種の対象となっているのですが、現在国でも9価ワクチンというまた9つの効果があるワクチンのほうもこれから定期接種になるかどうかという判断がされているそうなのですが、そのような

中で自治体によっては9価ワクチンを自費で受けた場合にも、ちょっと高価らしいのですが、その差額分相当は支給しますよというようなお話もあるのですが、名寄市としてそのような9価ワクチンの任意接種を希望する対象者の費用を一部助成するようなお考えがあるのかなのかについてお聞きします。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 一応国でお示しています標準的なワクチン接種について今想定して動いておりまして、今五十嵐議員が御指摘いただいた内容の高価なワクチンについて上限額をあれして、それも認めていくかということについては今のところまだ現場のほうで内容については想定しておりませんので、今後それについて実施可能かどうかというのについては、可能になればまた住民の皆様にごうこうすることで可能になりましたということでお知らせをしてみたいというふうには考えておりますが、現在のところについてはその9価ワクチンというところの設定までは今のところは検討していないところでございます。以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。

もう一つ、それと同じような話になって申し訳ないのですけれども、後志管内の余市町では男性にも接種費用を助成する方針を決めたということです。家族やパートナーの感染予防につながることはもちろんですが、女性だけの問題ではなく、実は男性にも関係があるワクチンで、咽頭がんですとか肛門がんへの効果が認められているということからも男性への接種費用を助成するというこ

とを独自で決められたということなのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 男性も罹患の可能性があったり、男性から女性の方に感染する可能性があるということは私どもも承知しておりますし、五十嵐議員の御指摘については先日報道等でも出されていたかなというふうに思っております。ただ、名寄市については男性のところまで拡大してそれについて助成していくということについては现阶段についてはまだ検討していないところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） これも例えば女性だけの問題ではなくて、男性にも通じる問題だということもありましたので、もし可能でしたら助成の件ではなくて、例えば男女共同参画セミナーですとか、そういったところで男性も女性も関係のあるお話なのだとことを周知していただければなと思いましたので、その辺は要望したいと思います。

あともう一つ、キャッチアップ対象者の件なのですが、市内に、本市に住民票を置いていない名寄大学の学生への情報の提供について少しお伺いしたいと思います。もちろん住民票をこちらに置いていないものですから、市民とはならないのかもしれないのですが、市内でも接種ができて、住民票のある自治体から接種費用の償還を受けられるということ、健康福祉部からになるのか、大学には健康サポートセンターも有していることですから、保健師もいらっしゃると思いますので、その辺の正しい情報の提供が行われていく必要があるのかなと考えますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今五十嵐議員のほうから御質問ありました件ですけれども、五十嵐議員も述べられたように、健康サポートセ

ンターがありますので、私どものほうもこちらのほうの部分については健康福祉部とも連携取りながら学生に周知するような形で今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。市内の大学生、先日東川議員の一般質問の中でも市長が名寄市立大学の学生が地域の宝だというふうにおっしゃっておいりましたので、まさに在学中はもちろんのこと、卒業後も名寄に残って就職してくださる学生もいらっしゃいますから、そんな地域の宝の方々にもそういった周知などをし、対応していただけるとありがたいと思います。

広報なよろや市のホームページ、個別送付による情報提供とともに、より効果的な情報提供についても検討できないかということ考えたのですが、今名寄市でも公式のラインも開設されていますが、ピンポイントで対象者に情報を送ることはできないという認識ですが、市ではHPVワクチンが定期接種の対象であると周知するだけでなく、そもそもこういったワクチンは何であるかという啓発をお願いして、終わりたい、次の質問に移りたいと思います。

次、母子手帳のほうに移らせていただきます。先ほど馬場部長からの御説明のほうで再交付の対応は可能だということでお聞きしました。なかなかその辺実はよく知られていないといいますが、私も持っているのですけれども、旧姓のままで使っていて、ちょっと恥ずかしい思いというか、している部分もあったのですけれども、なぜ、先ほど私15歳くらいまで使うというふうに言ったのですが、実は母子手帳、先ほどお話ししたHPVワクチンなどの予防接種を受ける際はもちろんですけれども、例えば海外に行く場合の国によってはビザの申請に予防接種記録が必要になったりすることもあります。あとは、高校ですとか大学に入学する際に母子手帳の提出を求められることも今現在ありますので、そういった際にやはり目に

ついでにということもありますので、つまり18歳になっても、ちょっと大人になっても使う場面が現状では今出てきています。そのような中で、家庭の事情などで改姓しているということをお子に知られたくない場合、母子手帳を紛失したことにして、子供の目に触れないようにしている方もいらっしゃる状況があります。また、隠していなくても子供が名前の違う母子手帳を予防接種などで使用してはいけない状況があります。小さなこととはいえ当事者にとっては複雑なところがありますので、出生証明などはもちろん書き換えるのは難しいということがありますので、その辺のまた配慮ができればということでお聞きさせていただきました。

母子手帳のデジタルトランスフォーメーションについてなのですが、先ほど母子手帳のアプリは単体で使うものではなくて、従来の紙の母子手帳と併用して使うようにできていますので、アプリを導入したからといって手帳がなくなるということではないのですが、自治体間の情報の取得はもちろんのことですが、子育てに関わる御家族皆さんでアプリを使って成長の記録を共有できるなど、そういった利点もあります。また、先ほど、今厚生労働省で審議されているということですが、外国語でも対応しているということもありますから、外国人居住者にとっても使いやすいものではないかなと考えます。そういったところから、外国人への対応というのは今までどうなっていたのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） すみません。個別の外国人の方々に対する母子手帳の対応について今お答えを持ち合わせておりませんので、具体的なことについてはお答えについてはちょっとできないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 市内であり数は多

くないと思うのですが、外国人の御家族の方もいらっしゃるって、こちらで生まれる場合もあるかと思うのですが、そういったときのこともやはり想定しながら準備をしていただければなと思いましたが、御対応のほうでしたらよろしくお願いたします。

このほど新型コロナワクチン接種でも活用されたラインからの接種予約、そういったラインからの誘導方法を乳幼児健診や子育て相談、そういったものに活用できないかなというふうに考えたのですが、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 貴重な御提言かなというふうに思います。特に母子健康手帳を電子化していらっしゃる、要するに紙媒体と併用していらっしゃる自治体さんも幾つかあるというふうにお伺いしていますが、その最も有効な方法というのは今議員がおっしゃった健診だとか予防接種だとか、様々な子育て情報がプッシュ型で受け取ることができるということが有効な内容だというふうにお伺いしています。過去にも、答弁の中では取り入れるについてはちょっと差し控えるというか、していないという御答弁させていただいた時期もあったのですが、検討していなかったわけではなくて、いろんな対応については検討させていただいて、今国のほうで行く行くは電子化していくという可能性も今年度検討されているということだとか、今かなりお薬手帳、関係ないですけども、お薬手帳がかなり電子化されてきていて、私2011年の東日本大震災のときにちょっとボランティアに行った際にお聞きしたのが紙媒体のお薬手帳を津波によって紛失してしまって、自衛官の医官の方だとか薬剤師さんが薬はあるのだけれども、飲んでる薬が分からなくて、お出しすることができなくて、高血圧の薬なのだけれども、高血圧の薬っていっぱいあって、それが分からなくて大変苦労したというようなことが

あって、お薬手帳も電子化が一気に進んだというふうなお話を伺いました。名寄でも災害が全く起きないというわけではございませんで、議員御指摘のとおり、何かあった際に電子化されているものがあれば今後クラウドから情報をダウンロードして、その方の情報についてひもづけることができるということもできるかもしれません。今後個人的にはそうなればいいなという思いもございますので、国の状況を併せて注視してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 馬場部長からなかなかうれしいお話を聞きました。先ほど部長おっしゃっていたように、厚生労働省が今母子健康手帳の見直しに向けて検討会を開催しているということでしたので、その辺でまた電子化になったりですとか進んでいくのかなという気もしますので、その辺の国の動きを見ながら検討を進めていただくということをお願いしたいと思います。

次に、小項目3に移らせていただきます。先ほど御答弁のほうにもありましたが、名寄市では子育て世代包括支援センター事業ですとか、子ども家庭総合支援拠点事業によって切れ目のないサポート体制が構築されているということで、母子保健コーディネーターも保健センターのほうにいらっしゃるということで、子育ての体制がしっかり構築されているということでした。また、教育委員会のほうとも保健センターと児童相談所などでも情報が共有できているということで伺っております。教育委員会のほうではスクールソーシャルワーカーもまた今度2人体制で始められるということでしたので、その辺でさらに子供と家庭の支援の充実が図られることと期待しております。

「すくらむ」の活用と母子手帳の活用、そういったもので、それもデジタル化によってまた進んでいくのかなというふうには思います。その中で、ちょっと独り親家庭のことなのですけれども、独

り親家庭の日常支援事業については自立支援教育訓練給付金事業ですとか、高等職業訓練促進給付金事業、また福祉資金貸付制度など生活の安定を図るための給付金や貸付制度というものはかなり充実しているのではないかなと肌で感じるころではあるのですけれども、その中からひとり親家庭等日常生活支援事業なんかは一時的に日常生活支援が必要な場合に家庭生活支援員を派遣して、独り親家庭等の生活の安定を図っていただいていると。この辺は日常的なものではなく、一時的なものだったと思うのですが、例えばそういった方が一時的にというよりは日常的に何か相談に乗ったりというような使い方というのですか、そういうことは想定されているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） こども未来課に母子父子自立支援員というのを配置させていただいております。様々な相談に乗らせていただいております。議員の分は実際サービスというか、具体的に支援に通じるということもしているのかという御質問なのかなというふうに思うのですが、その相談の中で市内に幾つかのサービスを用意させていただいておりますので、御相談というか、の内容をお聞きした上で必要なサービスにつなげるだとかというような内容についてはそれぞれさせていただいているというふうに認識しております。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。ちょっと金銭的な支援も必要ですが、そういった相談体制というのにも必要になってくるかなと思いますので、よろしく願います。

ちょっと父子家庭について少しお伺いしたいのですが、父子家庭、金銭的な支援というよりは例えば成長期を迎えて、女子だった場合に生理が始まったりですとか、体の変化にとともに必要な下着をそろえたりしなくてはならないですけれども、父子家庭では特に身近に祖母ですとか女性の兄弟、

姉妹、いらっしゃるような場合は相談できたり、買物を任せたりということが可能だと思うのですが、そうではない家庭も実際ありますので、そういうときに必要に、そういった家庭が正しい知識や情報、あと必要になったときに頼れるようお願いしたいのですが、その辺はどのように対応できますか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 母子家庭がクローズアップされがちですけれども、当然議員のおっしゃるとおり父子家庭の方にも様々なお悩みだとかというのがあるというふうに思っております。こども未来課に配置しております母子父子自立支援員についても当然母子だけではなくて、父子の方に対する御相談を受けることもあるようでございまして、今言ったような、私もちょっと一部各論を聞いているだけです。そして個人情報にもわたりますので、詳しいことを申すことはできませんが、そういう御相談を何年か前にも受けたこともあるようにお伺いはしております。今現在もちろん窓口での御相談もあるかというふうに思いますが、当然稼働というか、お仕事を持たれて、日中の開庁している時間中に御相談に来ることがなかなか難しいという方もいらっしゃるというふうに思います。それが先ほど御提言いただきましたラインだとかというツール、SNS等で使って質問を送ることも市のほうにできるかというふうに思っておりますので、そういう質問についてはお受け取りさせていただいて、必要な情報をまたSNSというか、メール等々でお返ししていくということも、これ今だからこそできる内容なのかなというふうに思っておりますし、そういうことがあるのだということも、母子父子自立支援員と共にこども未来課でそういう方がいらっしゃるということも念頭に置きながら、意に配しながら業務を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） まさに男の方は意外とそのここが開庁している時間に相談に来るといのは困難な場合が多いですから、ラインですとか、そういったもの活用しながら意思の疎通を図っていただければと思います。やっぱり子供目線で考えても下着ですとか、そういった生理用品に関しましては、生理用品は特に何種類もいろんな種類が必要であったりとかありますので、ちょっと父親とお買物に行くというのはなかなか抵抗がある場合がありますので、そういったところもサポートももしいただければなと思いますので、その辺もよろしくお伺いしたいと思っております。

次、ステップファミリーについてお伺いしたいと思います。ステップファミリーは対人関係がやっぱり複雑になりやすいということで、お互いに家族が一つになってしまうわけですから、生活習慣ですとか今までの家庭のルールが急に変わってしまうなど様々な悩みや課題を抱えることもあるようです。きめ細やかなケアや見届けが必要かと思いますが、このようなステップファミリーという家族の形というのは今や珍しいものではないと思っております。ただ、新たに家族として生活することでの困難がやっぱり多いのも事実ですから、その辺は明確な支援のプログラムというのはあまりないのではないかなと思ったのですが、本市としてどのようにそこら辺で支援プログラムというのをつくっていきけるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 保護司をされている五十嵐議員ならではの専門的な見地に立たれた御質問だなというふうに思っております。様々な御家庭の形態だとか様々な状況があって、違う生活をされていた方々が一つの家族になるということというのは今や珍しいことではないのかなというふうに思っております。それが幼少期になる場合だとかそれぞれ多感な時期だったとか、そ

それぞれの形態があるというふうに思っておりますが、私どもとしましてはマニュアルというものは今すぐに持ち合わせているものでもございませんし、個別の職員がそれぞれの専門研修等々に出させていただいておりますので、そういうところの見地みたいな、また学んだものを課や部の中で広めていきたいなというふうには思っておりますが、そういう学んだ中で部内や課内で広げていくということをしてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 市の職員の方は皆さん専門的な知見も持っていらっしゃると思いますので、その辺は心配はしていないのですが、ちょっと目が届きにくいといいますか、やっぱり父子家庭、母子家庭ですとか独り親家庭と違って、ステップファミリーというものには本当に目が行きにくいのですが、それでいて、意外と失敗も多いというか、またそこが離れてしまうという家庭も多くあると思います。そういったところも周りからもその大変さというのを理解してあげながらなるべくうまく家庭が築いていけることをサポートしていければなというふうに考えるのですが、京都府のほうではこういった状況を踏まえて当事者はもとより、家族や子供に関わる機関である市町村ですとか教育機関ですとか保育施設ですとか、そういったところがステップファミリーについての正しい知識と理解を得るための啓発用冊子なんかを作っていたりするのですが、きっと北海道ではそういったものはないのではないかなと思うのです。ただ、冊子を作ればいいということではないので、先ほど部長がおっしゃっていたように、専門の知見のある職員さんがいらっちゃって、また研修などにも行かれて、その結果を市内で、庁内で共有していただければと思いますので、切れ目のない支援のほうをよろしくお願いしたいと思います。

最後に、全体的な質問をさせていただきたいと

思いますが、先ほどの母子手帳ですとか予防接種の件にも関わってくるのですが、将来の構想についてお聞きしたいと思います。市民が疾病の療養、または介護が必要になった場合においても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステム構築の方策の一つである名寄市医療介護連携ネットワークのさらなる可能性として、先ほど部長もおっしゃられていたように、母子手帳の記録ですとか、例えば健診の予診票、予防接種記録、共有することができればと考えますが、その辺の将来構想は名寄市の中にあるのかなのか、その辺お聞きして、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） この間代表質問でも医療介護ICTの御質問いただいて、答弁させていただいたかというふうに思いますが、医療介護ICTについてはベースが病院で持っているシステムに介護のほうの一部乗せてもらっていると言ったら変ですけれども、いただきながら横の連携を取らせてもらっているというような形になっているところがございます。今五十嵐議員の御提言いただいたものについては、恐らく今後もしかしたら、今の時点ではすぐできる、できないというお話はあれなのかなというふうには思っていますが、いずれにしてもICTの絡みについてはもちろん市町村として進めていくということもこれ有効な内容ですし、病院事業とか各医療事業、それから介護の事業についてもICTを進めていくということは一定国策、国で進めていくということで国民のための利に関するということと国としても進めている内容で、当然医療報酬だとか介護報酬だとかでインセンティブを取るような形も今後進められるのかなというふうに思っています。必要な事業なのですけれども、例えば医療とか介護を行っている方々の事業所にとってもプラスになり、かつ住民の方にも喜ばれる。滋賀県で三方よしという言葉があるそうですけれども、そういう形になっていけばいいなというふう

には思っております。私ども健康福祉部としては、そういった中で意思決定支援というのがしていければいいのかなというふうに思っています。先ほどからワクチンの問題についてもそうですし、それぞれのステップファミリーだとかの家族の問題、それぞれ考えられる部分については、健康福祉部の中の地域福祉計画の中では自立支援ということを見せていただいておりますが、自立していただきというふうにただ言ってもなかなか難しい部分があるかと思えます。意思を決めていくための支援というなことも今後必要になってくるかなというふうに思っていますので、そんなことも意に配しながら部の仕事のほう、健康福祉のほうの業務を努めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 以上で五十嵐千絵議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

教育宣言都市名寄の現状と課題、そして将来像を、佐藤靖議員。

○11番（佐藤 靖議員） 子供たちに生きる力を確実に身につけさせる教育や生涯にわたり生き生きと学び続けることができる社会の実現を目指し市民の皆様の期待と信頼に応える教育行政の推進に誠心誠意努めます。これは、平成23年7月19日に開催された名寄市議会第3回定例会の壇上で小野浩一教育長として初めて述べられた就任挨拶の言葉です。この6月末をもって11年間教育都市宣言のまち名寄市の先頭に立ち、教育行政の推進に努められた生活に終止符を打つこととなりますが、就任時に誓われた子供たちに生きる力を確実に身につけさせる教育、生涯にわたり生き生きと学び続けることができる社会の実現、市民の皆様の期待と信頼に応える教育行政の推進の3

本柱について自らどう評価されているのかお伺いします。

教育長就任時、名寄市の小中学校の状況は小学校11校に普通、特学を含め95学級があり、1,480人の児童が学んでいました。一方、中学校は4校に同じく34学級、734人の生徒が在籍していましたが、今年5月1日現在で小学校は7校に普通、特別を含め78学級で、児童数は1,172人、中学校は4校に同じく36学級、生徒数589人の状況にあります。この約10年間で児童数約21%、生徒数でも約20%の減少となっています。この結果、平成25年3月には風連日進小中学校が、さらに28年3月に豊西小学校、東風連小学校、31年3月に風連下多寄小学校が閉校となりました。時代の趨勢ではありますが、まさに激動の11年でもありました。一方、この間平成28年2月の西小学校増築、南小学校校舎及び屋内運動場の改築をはじめ、同年には南小児童クラブ改築、東児童クラブ開設、そして31年には風連中央小学校校舎、屋内運動場改築、さらには耐震構造上課題のあった智恵文小学校、名寄中学校、名寄東中学校にも改築や改修の道筋をつくられましたが、教育環境の変化が児童生徒に与える影響について教育長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

また、この智恵文小学校の改築によって市内の小学校は全てオープンスペース教育となりますが、今後改築、大規模改修を計画されている中学校においても従来の閉鎖型教室とするのか、オープンスペース教育とするのか、教育長のお考えをお伺いします。

小野教育長在任中の2017年、名寄市総合計画（第2次）が策定されました。御案内のとおり、2026年までの10年間を展望した計画であり、まだ実行途上にあります。そこで、特に小中学校教育の充実に関わる5点、質問させていただきますので、小野教育長の本音をお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、教育効果を高めるための計画的な学校施設の整備とありますが、小野教育長が目指した教育効果を高める学校施設についてお伺いします。

2点目は、安全、安心な教育環境の整備として危機管理体制の確立、施設内の保全対応を掲げていますが、具体的お考えをお示しいただきたいと思えます。

3点目は、全国学力・学習状況調査科目について目標値を全科目全国平均以上とし、毎年度上回ることを目標とするとしていますが、達成度合い及び今後の見通し、さらに目標達成や継続に必要な不可欠な事項の見解についてもお伺いをします。

4点目は、同じく全国体力、運動能力、運動習慣などについても目標値、目標を示されていますが、現状及び課題をどう捉えているのかお伺いします。

最後に、5点目に、令和2年度で全校に設置した学校運営協議会について保護者及び地域住民等の学校運営への参加促進とありますが、現状の評価と課題についてお伺いします。

小野教育長とは平成25年の第1回定例会代表質問を皮切りに昨年の令和3年第1回定例会代表質問まで都合4回この場で質疑をさせていただきました。また、様々な場で名寄の教育について議論させていただいたことに改めて心より感謝を申し上げます。その中で昨年の代表質問では限られた任期で目指すもの取り上げさせていただき、教育長は学校教育の重点施策としてGIGAスクール構想及び中学生から選ばれる魅力的な新設校の設置、社会教育においては老朽化の著しい児童センター、市立図書館の在り方について議論を進めると答弁されましたが、改めてこれら課題についてのお考えをお伺いします。

特に過去において市内中学卒業生185人のうち54%に当たる100人が市外高校に進学している状況下において、議論途上ではありますが、多くの現場を経験されるとともに、北海道教育委

員会でも活躍された小野教育長が求めている中学生から選ばれる魅力的な新設校とはどういうお考えなのか、これも本音をお聞かせいただきたいと思えます。

また、いまだに実現していない課題もあります。それは、平成26年第2回定例会一般質問で取り上げ、教育長と質疑を交わした名寄市の文化度を高めるためのEN-RAYホールの活用についてであります。この場からあのすばらしい舞台に市民の皆様が一度は立てる機会を設定すべきと提言させていただき、教育長から前向きな答弁をいただきました。しかし、コロナ禍もあり、残念ながら実現には至っていません。改めてEN-RAYホールを拠点とした名寄市の文化度を高める取組についてのお考えをお伺いします。

名寄市は幼児教育から大学教育までの連携の下、学校、家庭、地域が手をつなぎ、豊かな心と知性を育み、生涯にわたり生き生きと学ぶために基本に教育都市宣言をしていますが、退任を前にした小野教育長が理想とする名寄市の教育と指導及び次代に引き継ぐ課題についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 佐藤議員からは大項目1点、教育都市宣言名寄の現状と課題、そして将来像について御質問をいただきました。まずは、小項目1、教育長11年を振り返ってについてお答え申し上げます。

私は、平成23年7月に着任以来11年間にわたり名寄市の教育行政に携わらせていただきました。この間学校教育については教育改善プロジェクト委員会を立ち上げ、子供たちの生きる力、すなわち知、徳、体の調和の取れた子供の育成を目指してまいりました。一方、社会教育では市民の皆様が夢と希望を抱き、生きがいのある人生を送ることのできる生涯学習社会の形成を目指して取り組んでまいりました。とりわけ子供たちの生きる力の育成では確かな学力や豊かな心、健やかな

体をバランスよく育む教育活動の充実に向け校長や教職員、保護者、地域の皆様の絶大なお力を借りながら取組を進めてまいりました。

確かな学力の育成では、児童生徒の発達の段階を考慮した名寄市統一の学習規律を作成いたしました。学習規律を統一することにより落ち着いた学習環境が整い、児童生徒の学習習慣を確立することができました。また、学力向上をさせるためには児童生徒が安心して学べる環境が大切なことから、学年、学級経営が重要と考え、具体的に指導の手だてを記述することができる名寄市統一の学年学級経営案様式を作成し、その活用を図っております。さらに、全国学力・学習状況調査の結果を受け、各学校の分析を基に児童生徒が抱える学力の課題について明らかにし、その課題を解決するための方策を全教職員で共有するとともに、校内研修で授業改善などについて取り組んでもらいました。また、名寄市PTA連合会の協力を得て、学校と家庭とが一体となって家庭学習を充実させる取組を進めていただきました。その結果、全国学力・学習状況調査においては名寄市の平均が全国平均とほぼ同程度となってきております。

豊かな心の育成では、道徳教育の充実のため北国博物館や市立天文台と連携し、名寄市にゆかりのある人物の功績を取り上げ、小学校では名寄市出身力士の名寄岩、中学校では木原天文台を建設した故木原秀雄氏を題材にした道徳読み物資料を開発いたしました。そして、本題材を使用した道徳科における授業実践を通して、児童生徒の道徳性の育成に努めてまいりました。また、いじめ根絶に向けての対応では平成26年度に名寄市いじめ防止基本方針を策定し、小中学校によるいじめ防止サミットを開催いたしました。平成29年度から高校にも参加していただき、小中高いじめ防止サミットを開催し、現在に至っております。不登校児童生徒への対応では、学校や教育相談センター、こども未来課などの関係機関の連携の下、組織的、計画的に支援に努めてまいりました。そ

の際児童生徒理解教育支援シートや子供理解支援ツールほっと及びQ-Uなどの各種データを活用し、一人一人の児童生徒に応じた支援に努めてきたところであります。また、今年度より不登校の解消や未然防止に向けてスクールソーシャルワーカーを任用し、効果的な支援について各校及び関係機関と連携しながら取組を進めております。さらに、今後1人1台端末を活用した不登校児童生徒支援を検討しているところです。

健やかな体の育成では、教育改善プロジェクト委員会において学習の見通しを立てる活動を取り入れた体育の授業改善を図る取組、新体力テストの効果的な実施に係る実技研修会の開催、地域の自然や施設を活用して、スキーや歩くスキー、カーリングの授業の実施、地域人材の活用の3点を基に児童生徒の体力向上に向けた取組をスタートさせました。その後、児童生徒の体力向上に係るNスポーツコミッションと連携した取組や各学校において休み時間や体育の時間を活用した運動しやすい環境づくり、体力手帳を基に縄跳びや持久走などの1校1実践の取組などを進めてまいりました。その結果、体力合計点が全国平均同程度以上の成果を上げることができました。

特別支援教育では、議員も御承知のとおり、名寄市において文部科学省の委託事業である特別支援教育体制推進事業の推進地域として北海道教育委員会から指定を受け、管内では最も早く特別支援連携協議会を立ち上げ、全道的にも先導的な役割を果たしてきました。また、平成29年度には文部科学省の教育支援体制整備事業、切れ目のない支援体制整備充実事業の指定を受け、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制を整備するため、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の改善を図りました。そして、その「すくらむ」を名寄市の未就学児から児童生徒全員、約2,500人に配付し、必要に応じて活用を図ってきたところであります。さらに、特別支援教育に関する教師の専門

性の向上を図るため、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターによる特別支援教育コーディネーターの研修の充実や名寄市立大学免許法認定公開講座の活用による特別支援学校教諭免許状の取得率の向上を目指し取り組み、一定の成果を上げることができました。

次に、生涯にわたり生き生きと学び続けることのできる社会の実現についてであります。市民一人一人が自分に合う方法によって自発的に学習を行うことにより自分自身が豊かになる。その個人個人が集まり、社会を還元することによって社会が豊かになっていくこと、これが生涯学習型社会と呼ばれております。その生涯学習社会の実現のためこれまで名寄市総合計画を基本に第1次及び第2次の名寄市社会教育中期計画、平成30年度からは単年度の名寄市社会教育推進計画に基づき学びの場である社会教育施設を拠点に市民がいつでもどこでも学習することのできる生涯学習環境の整備、改善を行い、市民が学習する機会の充実に取り組んでまいりました。また、市民が学びたいときに学び、効率的な学習活動を実践していくために情報提供や相談体制の整備を行い、その時々々の市民の学習ニーズに合った学習機会の提供を行ってまいりました。例を挙げますと、公民館活動における市民講座や公民館講座、高齢者大学、学級、家庭教育支援講座の実施や市立図書館の利用促進と読書活動の推進、市立天文台における観望会や天文イベントを通じた天文普及活動や情報の発信を行ってまいりました。コロナ禍により学習拠点である社会教育施設の利用が制限され、生涯学習活動を停止せざるを得なくなったことは大変残念でありました。しかし、コロナ禍においても学びを止めないための取組をそれぞれの社会教育施設が行っております。今後も全ての市民一人一人の学びたい気持ちに寄り添い、生涯にわたり学び続けることができる環境整備に不断の努力を行うことが大切と考えているところであります。教育委員会といたしましては、この2つの柱の取

組を通して市民の皆様の期待と信頼に応える教育行政の推進を図ることができたものと考えております。

次に、小項目2、教育環境についてお答えいたします。統廃合は児童生徒にとってこれまでなれ親しみ、愛着のある学びやを離れることに対し不安や寂しさを感じさせるものと思います。ただ、同時に地域への愛着や誇りなどを育てることにもつながると思います。一方、新しい学校に行くという教育環境の変化については新しい友達との出会いもあり、これからの未来を考え、進んでいこうという意欲も生まれる機会になっていると思われます。そして、多くの仲間との出会いにより、多様な考え方に触れ、学び合いの機会や切磋琢磨する機会、地域の人々と交流する場面も増えることによりコミュニケーション能力や自立心が高まり、自己の人間性、社会性を育むことができるものと考えております。新しい学校へ行くという教育環境の変化は、子供たちにとって最初は不安や戸惑いを感じることでと思われます。しかし、学校では子供たちの心的負担を軽減するために全力でサポートしております。子供自身の適用力に差はありますが、日にちがたつにつれ環境に慣れ、たくましく育っていくものと思います。

次に、従来型の教室とするか、オープンスペース型の教室とするかについてであります。オープンスペース型の教室については1984年頃、当時の文部省が多目的スペース補助制度を発足させ、全国的に教室の壁を取り除き、従来の廊下ではなく、多目的スペースを備えた形の学校が広まりました。オープンスペースとは、学習集団における多様な活動に対応できる共有の空間のことで、多目的スペースのことを指しております。このオープンスペースを備えた教室のメリットとして、学年全体が把握しやすいこと、それからクラスの境界線がなくなり、学年の一体感を感じ、他クラスと交流しやすいこと、教室内外にスペース的なゆとりがあり、様々な形態の授業に変更しやすい

こと、習熟度別指導を実施しやすいことなどが挙げられます。逆にデメリットとして気が散る、授業に集中できない、音を出す活動が他のクラスに気を遣う必要があること、広い空間、騒音が気になったり、不安になる児童生徒もいること、視覚的情報が入り過ぎること、感染症が拡大しやすいことなどが挙げられます。このようにメリット、デメリットもあり、一概にどちらのスタイルがよいとは言えません。特に中学校では学習に集中させたい場面が多く、オープンスペース型の教室よりは従来型の教室のほうがよいときもあると考えます。しかし、学級間の生徒同士が意見を交流したり、総合的な学習の時間などで調べ学習やまとめる活動などを実施したい場合には、オープンスペース型の教室がよいとも考えられます。現在教室とオープンスペースとの間に可動式のパネルなどの仕切りを設置するなどして、従来型の教室とオープンスペース型の教室の両方の機能を有効に生かした教室も見受けられます。いずれにしても、今後改修、改築の際には学校側とのヒアリングを通して児童生徒にとって安心できる教室空間づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、途上にある名寄市総合計画（第2次）についてお答えいたします。まず、1点目の教育効果を高めるための計画的な学校施設の整備についてであります。学校施設は子供たちにとって一日の大半を過ごす学習と生活の場であり、教育効果を高めるための重要な教育施設であります。これからの時代に求められる生きる力を育てる教育の推進にふさわしい充実した教育活動を行うためには、多様な学習内容、学習形態に対応できる柔軟性を確保した施設の整備が求められています。また、信頼される学校づくりの推進にふさわしい充実した教育活動を行うためには、安全性と防災性を備えた高機能かつ多機能な施設環境を整え、防犯や衛生面に配慮した快適で安全、安心な施設でなければなりません。さらに、学校施設は地域住民にとって身近で生涯にわたる学習、

文化、スポーツなどの活動の場として活用される地域コミュニティの拠点でもあり、災害時には指定緊急避難所として利用される重要な役割を果たすなど、これまで以上に地域や学校関係者との協力の下で計画、設計を進めていく必要があると考えております。これまでの取組としては、名寄東小学校ではコミュニティセンターが地域住民により設置、運営され、学校施設を活用したコミュニティカレッジの開設やラベンダーの植栽による環境美化、スノーランタン作りによる雪や冬に親しむ活動などの地域活動が取り組まれています。名寄南小学校の学校施設には南児童クラブが設置されており、放課後には体育館が利用されています。校舎内には各階にワークスペースが設置され、係活動などの教育活動に活用されています。また、風連中央小学校では、平成30年度の改築により図書室に地域の人々が活用できる図書館機能を持たせて、一般開放をしております。新しい図書室では、児童と地域住民が同じ空間で読書活動に取り組んでおります。今後も教育効果を高めるための学校施設整備の在り方についてさらに検討していく必要があると思っております。

2点目の安全、安心な教育環境の整備に係る危機管理体制の確立、施設内の保全対応についてお答えいたします。学校は子供たちが集い、互いの触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、子供たちが生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには子供たちの安全の確保が保障されることが不可欠であります。このため、学校では学校教育活動全体を通じ自らの安全を確保することのできる基礎的な資質、能力を継続的に育成しております。また、学校安全は自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会に貢献できる資質、能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりができるようにすることを狙いとしていることから、各学校では児童生徒の実態を踏まえ生活安全、交通安全、災害安全の3つの観点から具体的な活動を推進しております。1

つ目は不審者防犯訓練や登下校時の見守りなどの防犯対策、交通安全指導や安全マップを用いた通学路の安全確保、避難場所、避難経路の設定と点検、確保及び避難訓練の実施、2つ目は学校においては日々の施設設備、器具、用具等の安全点検を行うとともに、教職員の危機管理意識を高め、組織体制の機能強化や危機管理マニュアルなどの充実、3つ目は教室や職員など校舎内外の日常的な美化、整理整頓を行い、安全で潤いのある教育環境の整備などに努めているところであります。

次に、3点目、全国学力・学習状況調査の達成度合い及び今後の見通しについてお答えいたします。学力向上の取組については平成24年度から本格的な対応を進め、全国学力・学習状況調査結果から見られる本市の児童生徒の学力における課題を分析し、その対策を講じております。本市の小中学校とも平成26年度から平成30年度にかけては全国平均と同程度の水準になりました。また、令和元年度から令和3年度まで小学校においては全国平均と同水準で推移してきております。しかし、中学校においては新型コロナウイルス感染症拡大以前は全国平均と同程度でありましたが、感染症拡大の影響もあり、小中学校間の教職員同士の授業交流ができず、また授業においては体験活動や生徒同士の意見や考えを交流する活動の制限等もあり、この数年は全国平均より若干下回る傾向にあります。このようなことから、教育改善プロジェクト委員会において学力向上の在り方、改善策を検討してまいりました。現在各中学校では教育改善プロジェクト委員会の検討内容を受け、休み時間や放課後を活用した学び直しの時間の設定、各学校間の教職員による授業参観と指導方法の交流、家庭と連携した家庭学習の取組などを行っております。学力向上については、小中学校間問わず校内研修の充実や学年、学級経営が重要であります。校内研修では、学力の向上を視点とした研究主題を設定することや学年、学級経営では教室内における児童生徒相互、児童生徒と教職員の

よりよい関係づくりをすることにより安心して学べる環境づくりを行うことなどを重視した学校経営を充実させることが大切と考えております。

4点目、全国体力・運動能力調査の現状と課題についてであります。体力向上に関する取組については、平成25年度より本格的な対応を進め、全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査の結果から見られる本市の児童生徒の体力における課題を分析し、その対策を講じてまいりました。本市の小中学校とも平成27年度から令和元年度にかけては体力合計点が全国平均と同程度の水準になりました。令和2年度は全国体力・運動能力調査はコロナの影響を受けて実施されませんでした。令和3年度の本調査においては小学校男女、中学校男子、体力合計点で全国を上回る成果が見られました。一方、中学女子については体力合計点で全国を超えることはできませんでした。このようなことから、現在名寄市教育改善プロジェクト委員会や教育研究所体育班においてその原因の分析と対策について検討しております。

また、全国体力・運動能力調査における本市の小中学生、中学生の共通課題は、全国平均に比べて走力にあると捉えております。この走力を高めるため体育の授業や日常生活において児童生徒の体力の状況や発達の段階に応じた運動を選んだり、組み合わせられたりすることが大切と考えております。今後も体力向上に向けた取組を各学校の創意工夫の下、これまでの取組を発展させながら継続してまいります。

5点目、学校運営協議会の現状と課題についてであります。平成29年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律では学校運営協議会の設置や学校運営に必要な支援について協議することが規定されました。本市では、この法律に基づき令和元年度中に全ての学校に学校運営協議会を設置し、全ての学校がコミュニティ・スクールとなりました。コミュニティ・スクールとは、保護者や地域の方々、学識経験者などの委員から

成る学校運営協議会を設置した学校のことです。学校運営協議会の主な機能としては、必須機能として学校運営の基本方針を承認すること、学校運営に必要な支援について協議すること、任意機能としては学校運営について意見を述べること、教職員の任用に意見を述べるすることができます。それぞれの学校運営協議会では、学校経営計画の承認や学校評価などの取組を行っておりますが、これらの取組が本格的に始まった令和2年4月以降はコロナ禍により運営協議会委員はなかなか学校に足を運ぶことができなくなり、会議も一部書面で行われたこともありました。このようなことから、保護者や地域の方々の学校運営の参画は図られておりますが、まだまだ道半ばと言えます。

次に、小項目4、耐震構造上に加え、老朽化の激しい社会教育施設についてお答えいたします。まず、学校教育の重点施策としてGIGAスクール構想についてであります。議員も御承知のように、GIGAスクール構想とは義務教育を受ける児童生徒のために1人1台の学習用タブレットと高速ネットワーク環境を一体的に整備する計画のことをいいます。この計画がつけられた背景には、OECD、経済協力開発機構の平成30年の生徒の学習到達度調査では日本は学校での授業や宿題にICTを利用する時間が加盟国中最下位であったということでもあります。こうした事態を重く見て、国は令和の時代における学校のスタンダードとして日本の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとを組み合わせることでいくことによりこれからの学校教育を変えることを念頭にGIGAスクール構想の実現に向けた方針を示しました。この方針を受け、本市では現在1人1台端末が児童生徒全員に配付され、学校教育活動全体で使用されております。学校のICT教育環境については、校舎内どこからでも無線によるインターネットが接続できるようになりました。これにより児童生徒がどこにいてもインターネットで検索し、

調べ学習を進めることができるようになっております。また、全ての端末に学習支援プログラムロイロノートという教材を取り入れ、授業の中で児童生徒同士の意見や考えを端末の画面上で交流したり、発信したりしております。今後の課題として、新規転入職員に対するICT研修、タブレット端末の活用を図る教職員研修会の充実やタブレット端末を使用し続けると故障等もあることから、ICT機器の更新整備を図っていくことなどが挙げられます。

次に、老朽化の激しい社会教育施設についてであります。本市は令和4年3月に名寄市公共施設等再配置計画を策定し、図書館をはじめとする各施設の再配置について市民議論を重ね、令和8年度までに具体的な整備の方向性を検討していくこととしております。児童センターについては、昭和42年の竣工から55年が経過しようとしており、図書館についても昭和45年の竣工から52年が経過しようとしております。教育委員会といたしましては、いずれの施設も老朽化が著しく、施設設備の優先度は高いものと認識しており、できるだけ早期に施設が整備されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目5、市内外から入学生が希望される魅力ある高校像とはについてお答えいたします。名寄高校と名寄産業高校の再編統合によりできる新設校については、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールの設置が必要と考えております。コミュニティ・スクールは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。また、学校運営や学校の課題に対して広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みであります。当事者として子供の教育に対する課題や目標を共有することで学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていきます。高等学校は義務教育諸学校とは異なり、生

徒の選択により入学する学校種であるため、通学区域が広範囲にわたることに留意する必要があります。しかしながら、広く地域や社会の参画、協力を促進することは学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化に資するものであり、学校運営協議会の設置は非常に有効なものと考えております。名寄市内の小中学校には7つのコミュニティ・スクールがあり、ここに高等学校のコミュニティ・スクールが加わることにより小中高とまさに地域一体となって特色ある学校づくりが実現することができれば、新設校がコミュニティ・スクールのよさを十分発揮して、保護者、地域にとっては頼りがいのある、また子供たちにとっては学びがいのある魅力的な学校となると考えております。また、高等学校生徒資格取得費補助事業や高等学校学習教材支援事業などの生徒や保護者に直接援助する事業も魅力の一つと考えております。さらに、再統合する新設校においては普通科4学級、情報技術科1学級の合計5学級とするとともに、両学科へ単位制を導入することとされております。単位制導入は生徒の多様な興味、関心や進路指導等に応じた主体的な学習が可能となることと考えられるため、現在の多様化している中学生の進路選択においても魅力ある有意義なものになると考えております。

次に、小項目6、名寄市の文化度についてお答えします。EN-RAYホールは、平成27年5月の開館からこの7年間714件に上る事業により延べ14万人に近い方々に御来場いただいております。その稼働率についてはコロナ禍の令和2年度には4割台まで減少したものの、令和3年度には7割台まで回復しております。EN-RAYホールでは名寄市教育委員会や名寄舞台芸術実行委員会の主催事業のほか、著名なアーティストを含めた貸し館事業など幅広く多彩な公演が開催されております。また、EN-RAYホールの開設により市民会館を使用していた頃にはほとんど見られなかった市民実行委員会形式による事業がコロナ

前までは年間10件程度行われており、市民が文化、芸術の振興に主体的に関わる機会が増えていると感じております。EN-RAYホールを活用した事業においても市民会館を利用していた頃は年間20件程度でありましたけれども、EN-RAYホール開設後コロナ前までは年間70件程度の事業が行われており、多くの市民が質の高い舞台芸術に触れる機会がつけられているものと考えております。また、市民文化祭をはじめ各種発表会や宴会、演劇など市民が舞台に立つ機会も設けているほか、コロナ禍前には幾つかの公演でワークショップを開催いたしました。さらには、ホールに直接足を運ぶことが困難な介護福祉施設を訪問し、アウトリーチ事業についても実施してきているところであります。今年の3月には小学3年生から6年生までを対象にEN-RAYホールの裏側をちょこっと体験できるツアーを開催し、音響、照明、スポットライト、舞台監督といったホール業務を演劇の実演とともに体験する事業を実施いたしました。参加した小学生は、本番さながらの舞台芸術を体験したところであります。このようにコロナ禍で若干の足踏みはありますが、EN-RAYホールを核とした様々な取組や市民活動の活性化により本市の文化度の向上に大きな成果が出ているものと考えております。文化度については、それぞれ人により捉え方が様々なことから、今後は文化度を捉える視点を共有化して、市民の皆さんに評価していただけるような形式を取り入れて、文化度を捉えていきたいと考えております。

次に、小項目7であります。教育長が理想とする教育宣言都市とはであります。名寄市に昭和35年に開校された名寄女子短期大学の存在がこの宣言が出された根底にあるのではないかと考えております。また、聞くところによりますと、この教育都市宣言の制定に当たっては佐藤議員が直接携わったと伺っておりますが、改めて敬意を表する次第でございます。議員御指摘のように、平

成19年に告示された教育都市宣言は地域、幼保、小中高大がそれぞれ連携しながら市民の皆さんが生涯にわたって生き生き学ぶための教育体制づくりを目指しましょうと呼びかけていると思います。すなわち、名寄市のこの教育都市宣言は教育行政を推進するための重要な理念の一つであると捉えております。今後も教育都市宣言の具現化に向け教育都市宣言の理念を常に念頭に置いて教育行政の推進に努めていくことが大切と考えております。

また、次代に引き継ぐ課題についてであります。その一つはコミュニティ・スクール制度の効果的な運用であります。また、もう一つは本市の特別支援教育の上川北部地区の拠点としての体制強化についてであります。この2つが当面次代に引き継ぎたい私の大きな課題であると考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 教育長の熱い思いをじっくり聞かせていただきました。大分再質問の時間がなくなりましたが、まさに教育長の11年の教育長としての集大成の言葉をいただいたというふうに思っておりますけれども、これからの再質問については今さら申し上げるまでもなく、やっぱり一般行政と教育行政は独立組織でありますので、物によっては既に教育委員会の所管を離れているものもあるかと思っておりますけれども、あるときには教育長、小野浩一さんとして、あるときには小野浩一さん個人として御答弁をいただきたいと思っております。

1つは、これから改築あるいは改修に入る中学校のオープンスペースのことでありますけれども、言っているメリット、デメリット、教育長がおっしゃるメリット、デメリットは分かるのですが、結果的には生徒が安心できる教室というのはどちらなのという。我々は今年総務文教常任委員会では広島県立の叡智学園というのを、現場は見ることはできませんでしたが、県教委のほ

うから状況を教えていただいて、やっぱり施設、あるいは地域、あるいは熱意、理想、これが子供たちを育てるのだなというふうな、非常に肌として感じてまいりました。できればいずれ現地行って、子供たちの声も聴いてみたいと思っておりますけれども、学校の映像や何かを見ると、やっぱり一定オープンスペースという感じであったというふうに記憶しておりますので、本当は小野浩一さんはどっちがいいというふうに認識されているのかお答えいただきたいと。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私の正直なところなのですが、先ほど答弁でもお話したように、保護者や子供たちの考え方によるのではないかなと思うのです。地域にもよると思っておりますので、だからもともとある効果を狙ってオープンスペースになってきたと思うのですけれども、でも今の時代は保護者や子供たちの多様な考え方が出てきておりますので、先ほど結論的に申し上げましたように、やはり協議すべきだと。学校を使う保護者、それから子供たちの状況をしっかりと踏まえて対応していくということが非常に大事なことだと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 新設校の話もそうでもありますけれども、私も主体は子供たちというか、やっぱり児童であったり、生徒であったり、本当に例えば中学校の改築に当たっては、では子供たちの声をしっかり聴いて学校施設を考えていくべきと教育長は思っているのか。あるいは、本当に中学生から選ばれる魅力的な新設校というのは、中学生は地域とか学校とか、そこが連携を求めているのか。もっと、私は中学生というのは、うちの子供もそうでもありますけれども、中学時代というのはそんなに自分の専攻を決めるということ、思考がそこまでいかない。できれば、今名寄高校行けばそうでもありますけれども、理系、文

系に分かれるのでしょうかけれども、ではそこで一つ理系なのか文系なのかという選択は出てくるけれども、結局普通科志向、そこで自分の親としては手に職をつけてほしい、この時代だからそう思っても、子供はやっぱりそこに選べる状況にはないときに中学生が選ばれる新設校というのはどう考えるべきなのかというのは私は大きな柱だと思います。今の議論の中で本当に中学生が選ぶ新設校になっていくのか、あるいは地域と学校の連携を中学生が知るのとは多分何年か先ということになると思いますが、そのときに名寄高校の間口が維持できるのか、あるいは名寄から出ていく子供たちの流出を止めることができるのか、教育長、その辺はどういうふうにお考えになっていますか。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 中学生に選ばれる学校という視点に立って私は考えて、先ほどの魅力ある学校に関わって3点ほど、必要なのはコミュニティ・スクールだと。それから、もう一点は支援事業ですか、支援事業、あるいは単位制の問題だとかと話しましたけれども、私はもうちょっとシンプルに子供たちの考えを捉えますと、自分の思いや願い、これを実現することができる、そういう学校だと思うのです。それが中学生に選ばれる学校像でないかなと率直に思っております。ただ、議員も今お話ありましたように、中学生の段階で、それで自分で自分のなりたい将来や職業のことを考えて高校を選択できる中学生がどれだけいるかということなのです。私は、このことについては中学生自身には非常に難しい課題でないかなと思います。小学校から、高学年から進路指導というのが学校でありまして、自らの将来を考え、生き方を考えて、自分で主体的に進路を考えて、進学先を決定すると、それ目標になっているのです。小学校から中学校にかけて、そして高校に入っていくと、そういう流れになっているのですけれども、率直な話、考えてみると、実際に進路を子供たちが考えるとき例えば親の経済的なことを考え

たり、それから自分で決められないという現実を踏まえて、どちらかという普通科へ進学、今のところしておこうとか、そういう判断がほとんどの子供たちの現実ではないかなと思います。したがって、地域の学校というのでしょうか、例えばうちでいえば産業高校であるとか名寄高校についてなのですが、地域の学校というのはあくまでもやっぱり今現実にいる子供たちと保護者の実態をしっかり踏まえて、その願いに添えていかなければいけないのではないかと思います。そこで初めてやっぱり子供の思いや願いが実現できる学校になっていけるのではないかと。そのためにやっぱり地域の学校というのは全力を尽くしていかなければならないのではないかと私は常日頃、ざっくばらんにお話ししますと、そういう考えでおります。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 私もコミュニティ・スクールは考え方間違っていないと思う。先ほど申し上げた広島の叡智学園もそうでありますけれども、地域としっかり連携をして学校づくりをしているというのが県教委の担当者からは自慢の声でありましたので、方向性は間違っていないと思いますけれども、私も中学生の思いを持ってぜひこのところは検討、特進コースもいいでしょうけれども、では本当にそこに行っていっていい大学行けるのかということ、進学塾とやっぱりちょっと違って来るわけですから、それは成果が出ないとなかなかそこに行かないということもありますでしょうし、そこ少し議論を教育長の言葉として残していただきたいというふうに思いますし、もう一点、これは既に教育委員会から所管を外れていますけれども、私毎日というか、最近はこちらとサボりぎみですけれども、ウオーキングのとき豊西小学校の前通るのです。豊西小学校を通過して右と左、東と西を見たときに、東側は浅江島公園があって、EN-RAYがあって、非常に整備されているけれども、豊西小学校のほうは最近草刈りをきちっとしましたけれども、ごみは投げてあ

るわ、草は伸びているわ、学校はロープでくるのであるわ、あの状況が本当に子供たちにとっていい環境になるのか。新しい教育長、あそこに2年いらっしやっただけですけれども、閉鎖した学校をいつまでもあの状況で置いておくのが本当にいいというふうにお考えになっている、これは教育長の個人的な意見として1つと。

もう一つは、地域の声もあって、南小学校は校歌で歌われているシラカバを全部切りましたし、80周年で一旦いろんな木々も全部切りましたけれども、豊西小学校の南側の庭の、庭というのですか、ところにやっぱり非常にきれいな桜が毎年咲くという。あれももしそういうときにやっぱり切るというのは私も環境的にはどうなのかというふうに思いますけれども、子供たちのそういう教育環境というのについては教育長、どういう見解をお持ちですか。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 議員御指摘のように、やっぱり望ましい環境ではないと、そんなふうに私も考えております。先ほど議員のほうからお話ありましたけれども、私が来てから日進小中学校と、それと風連東、それから豊西、そして下多寄と4校それぞれ閉校になりましたけれども、それぞれの、豊西小学校以外の3校については大体いろんな形で使用されていると。地域の方に学校が使用されている状況なのです。ただ、豊西小学校は違うのです、豊西小学校だけ。ただ、豊西小学校も私しょっちゅう朝のランニング、通るのですけれども、あそこに開校記念樹の何か石碑みたいなのがあって、イチイ、イチョウの木ですか、でありますとか、今最後に閉校記念碑なんかも置いてありますので、多くの卒業生が出てきた地域でありますので、やっぱりその辺はきちっと整備して後世に残す必要があるのではないだろうか、そんなふうに私としては感じているところでございます。やっぱり卒業生があそこの学校が建っていたところに来て、みんな思い出を語り合うという

ことも非常に大切なことであると考えております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 時間もなくて、本当教育長と積み残しは名寄市の文化度のお話、あるいは本当の意味の教育都市宣言、今回通告書で私教育宣言都市というふうに書いて、誰か指摘するかなと思ったら誰もされなかったのですけれども、私は教育都市宣言と教育宣言都市は違うというふうに思っているの、教育都市宣言というのはまさに施設だとかいろんなことを含めて、あるいは小学校から、幼稚園から大学までを備えている施設関係を含めて教育都市宣言というふうに。教育宣言都市となると、やはり一人一人がしっかりやっぱり学ぶ意欲、あるいはいろんな意味での文化度を含めて名寄は高いのだということを強調するのが私は教育宣言だと。だから、教育宣言をする都市なのだという意味でこういうふうに書いてある。こここのところはもうちょっと議論したかったなというのがありますし、そういう意味ではこれを含めて、ただ教育宣言都市というのは言うはやすし行うは難しで、簡単に言葉では言うけれども、そんなに、非常に難しいものであるし、ここがうまくいけば私は名寄の子供たちは名寄の地元の小学校で学び、中学校で学び、地元の高校で学び、地元の市立大学へ進むというルートが確立されれば、本当の教育宣言都市になるというふうに思っていて、そのための中間点である新設校というのは一つ大きなステップ台になるし、その、当然教育長の11年の中で連携は図られてきたというふうに思いますけれども、より強固にすれば、私のところもそうですが、親としてはやっぱり地元の高校へ行ってもらって、地元の大学行ったら、相当仕送りは助かるというところがありますので、できればそういう子が本当に増えてくれることを願う取組をしていってほしいと、そういう願いを込めて、教育長はそういう私の思いも含めてこれから次代にどういうふうな教育都市名寄になってほしいというふうに思っているのか最後にお聞きを

しておきたいと。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） ちょっと私と佐藤議員の受け止めがちょっと違うのです。私は教育都市宣言というのは幼保から、それから大学まで連携し合って、そして市民のために、市民の、先ほどお話ししておりましたけれども、市民が生き生きと学ぶためにですか、存在しているのだという考え方でありますので、教育都市宣言というのは我々教育行政を進める者が具現化していかなければならない理念なのです。そういう捉え方しております。だから、一人の人間が幼稚園から大学まで行って、そしてここで暮らすのだという、そういう意味ではないのです。そんなことを御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 理念が違うわけではなくて、物の進め方が多分教育長と見解の不一致になっている。結論は同じだと思うのです。いずれにしても、教育長にはこの11年いろいろ教育行政のトップで教えていただきましたし、名寄市の教育発展のために御尽力いただいたことには心から感謝を申し上げたいと思います。私歴代の人で本当に一般質問で御礼を申し上げるのは多分中尾副市長、佐々木副市長に次いで小野教育長が3人目だと思います。本当に、今19年議員やっていますけれども、いろいろ教えていただいたのは教育長に教えていただきましたし、プライベートでもいろんな話をさせていただきましたけれども、これからもぜひ名寄を見捨てることなく、しっかりと名寄の行く末を見詰めていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時51分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 山 田 典 幸